

第6次

尼崎市 総合計画 (素案)

もくじ

◆ はじめに	5
1 総合計画の考え方	6
2 総合計画の構成と期間	8
(1) まちづくり構想	8
① ありたいまち＝めざすまちの姿	8
② まちづくりの進め方	8
③ まちづくりの方向性	8
(2) まちづくり基本計画	8
① 主要取組項目	8
② 施策別の取組	8
③ 行政運営	8
(3) 期間	8
◆ まちづくり構想	11
1 社会潮流	12
(1) 人口減少社会の進行	13
(2) 多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化	14
(3) 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり	14
(4) デジタル化の進展	15
(5) 産業構造・労働環境の変化	15
(6) 災害対策など安全・安心への意識の高まり	16
(7) 新型コロナウィルス感染症がもたらした新たな日常	16
2 本市の状況	17
(1) 人口動態の見通し	17
(2) 土地利用の特徴と変化	19
(3) 行財政運営の状況	21
3 ありたいまちとまちづくりの進め方	22
4 まちづくりの方向性	24

◆ まちづくり基本計画	27
1 ありたいまちの実現に向けたまちづくり基本計画	28
2 分野ごとの力を最大化し、その連携を意識したまちづくり	28
3 まちづくりの総合指標	30
4 施策体系	32
5 主要取組項目	33
・子ども・教育	34
・生きがい・ささえあい	35
・脱炭素・経済活性	36
・魅力 向上・発信	37
6 施策別の取組（各論）	38
・各論の構成（施策の見方）	38
・施策ごとの取組（13施策）	40
7 行政運営	66
(1) 行政運営の視点	66
(2) 尼崎版内部統制の推進	66
8 計画の推進	74
(1) 施策評価を中心とする単年度PDCA	74
(2) 計画期間を通じてのPDCA	74

はじめに

1. 総合計画の考え方

ともにまちづくりを進めるための「羅針盤」として

本市では、その時々の社会情勢を踏まえながら、これまで5次にわたって「基本構想」を策定してきました。

地方自治法により「計画的な行政の運営を図る」ために構想策定が義務化されていた時代と異なり、平成25年度（2013年度）を開始年度とした第5次尼崎市総合計画（以下「第5次計画」という。）は、物やサービスが充実し、生活の質、心の豊かさが重視される成熟社会における総合計画として、行政だけでなく、市民・事業者等を含めたまちづくりにかかる主体である“わたしたち”がより良いパートナーシップを築きながら、ともにまちづくりを進められるよう、まちのビジョンを示し共有していくための「羅針盤」として策定しました。

「つくる」だけでなく「つかう」

人々のニーズが多様化するとともに変化の激しいこの時代において、わたしたちが目的地である「ありたいまち」に向かって着実にまちづくりを進めるためには、従来型の考え方や手法に捉われたまま流れに身を任せのではなく、時代の潮流を読み、その変化に対応するために、総合計画という羅針盤をしっかりと活用し、進行方向を確認しながら、必要に応じて舵を切りなおすことが重要です。

そのため、第5次計画にもとづくまちづくりを推進するに当たっては、施策評価を中心としたPDCAサイクルを構築し、取組の成果と課題を確認しながら、わたしたちがめざす「ありたいまち」に向かって力を合わせ施策や事業を展開してきました。その結果、市民意識調査による本市のイメージは大幅に向上し、近年の本市人口の社会動態は改善傾向にあります。

第6次となる本計画は、長年の総合的な取組によるこのまちの改善傾向をしっかりと流れとするため、ファミリー世帯の転出超過傾向をはじめとした継続する課題に対応するとともに、「ありたいまち」に向かうこのまちの変化を、実感と手応え、誇りにつなげる10年とするためのビジョンとして共有し、絶えず振り返りを行いながら着実にまちづくりを進めます。

自治のまちづくりを具体化する

本市では、平成28年（2016年）に「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例は、わたしたちのまちをより良くしていくために、情報を共有し、シチズンシップを高め、力を出し合い協力し、合意に向けた努力を重ねていくことを基本理念として、本市において自治のまちづくりがたゆみなく推進されることを目的としています。

本計画の推進により、わたしたち一人ひとりが学び、考え、行動し、また、わたしたちの力がより発揮されるよう、市はその責務を果たし、協働の取組がひろがることで本市における自治のまちづくりが推進されるよう取り組みます。

尼崎版SDGsの推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択され、令和12年（2030年）を期限に、「誰一人取り残さない」を基本理念とした世界共通の目標です。

SDGsがめざす誰一人取り残さない社会の実現に向けて、本市が進めるまちづくりと、そのスケールは異なるもののめざす方向性は同じです。そのため、本市では「尼崎版SDGs」を策定し、総合計画にもとづくまちづくりによりSDGsの達成をめざすことを明確にするなかで取組を進めてきました。第6次尼崎市総合計画は、その計画期間中にSDGsの年限を迎えることから、その理念をより意識するとともに、ポストSDGsを見据え策定しています。



SDGs

尼崎市

「誰一人取り残さない
社会の実現に向けて」

Leave no one behind

尼崎版総合戦略及び尼崎人口ビジョン

人口減少・高齢化などの課題の克服に向けた尼崎版総合戦略は、引き続き、総合計画のアクションプランと位置付け、本計画の主要取組項目と整合を図ります。また、本市人口の将来展望である尼崎人口ビジョンは超長期の将来推計であるため、社会経済情勢の変化により大きく変動が見込まれる場合など、必要に応じて見直しを行います。

2. 総合計画の構成と期間

本市では、「まちづくり構想」と「まちづくり基本計画」を一体としたものを、総合計画としています。

(1) まちづくり構想

まちづくりにかかわる主体と共有したい、尼崎らしいまちづくりのビジョン（展望）を示すもの

① ありたいまち＝めざすまちの姿

わたしたちがまちづくりを進めていく上で共有する尼崎らしいまちの姿

② まちづくりの進め方

「ありたいまち」をめざして、わたしたちがまちづくりを進める上で、大切にしたい基本的な姿勢

③ まちづくりの方向性

「ありたいまち」をめざして、わたしたちが進めるまちづくりの方向性

(2) まちづくり基本計画

「ありたいまち」の実現に向けて、「まちづくりの進め方」「まちづくりの方向性」に沿って実施する取組やその方向性を示すもの

① 主要取組項目

計画期間中に重点的、分野横断的に取り組む項目

② 施策別の取組

「ありたいまち」の実現に向けて、分野ごとの取組の方向性

③ 行政運営

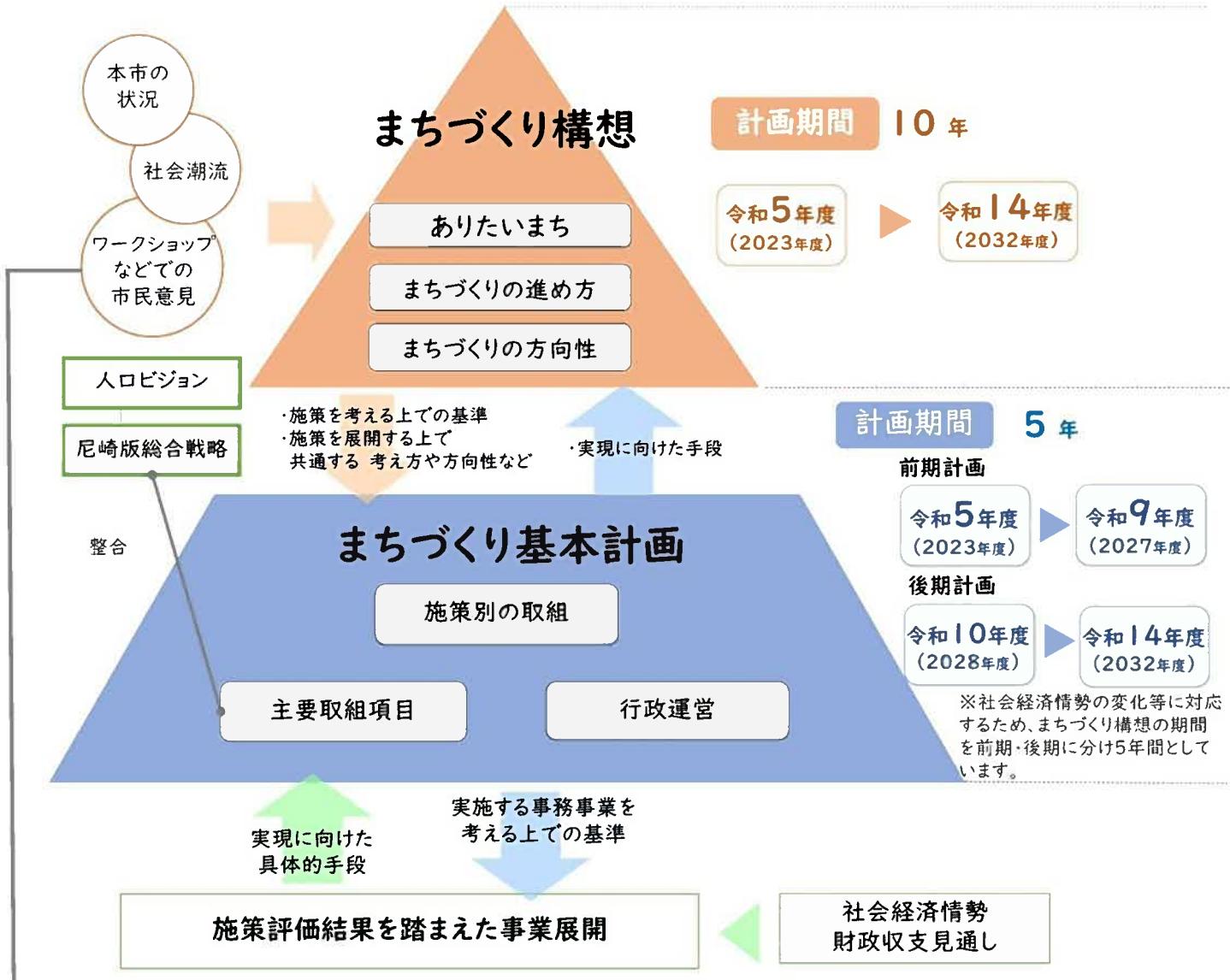
市民・事業者等の力が最大限発揮されるよう市の経営資源の強化の視点

(3) 期間

まちづくり構想は、一定期間をもって必要に応じ見直しができるよう、その期間を10年間としています。

まちづくり基本計画は、変化が激しい時代に対応できるよう、また、取組の狙いや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、その期間を5年間としています。

【総合計画の構成】



「未来から今を考える」ワークショップの開催

わたしたちが、まちに望む「こうありたい」と思う姿（まちの将来像）を検討するに当たって、令和元年度に「未来から今を考える」ワークショップを開催しました。

未来に向けてこれからの尼崎についてみんなで考え、意見交換を行い、その意見などを踏まえて、総合計画の検討を進めてきました。



まちづくり構想

計画期間

令和 5 年度 ▶▶▶ 令和 14 年度
(2023) (2032)

まちづくり構想は、わたしたちが力を合わせてまちづくりを進める上での、一定期間変わることのないよりどころとなる、尼崎らしいまちづくりのビジョン（展望）として定めます。

1. 社会潮流

少子化・高齢化、グローバル化、デジタル化など、社会の変化が激しい現代においては、わたしたちの生活やニーズも多様化しており、まちづくりに取り組むに当たっては、変化に柔軟に対応することが求められます。ここでは、そのまちづくりの羅針盤となる総合計画の策定にあたり、社会潮流の変化を計画の背景としてまとめています。

今後、影響が見込まれる事象など

- ・人口減少社会がもたらす影響
- ・技術革新。特にデジタル化を前提とした社会への対応
- ・南海トラフ巨大地震や想定を超える自然災害への対応



(1) 人口減少社会の進行

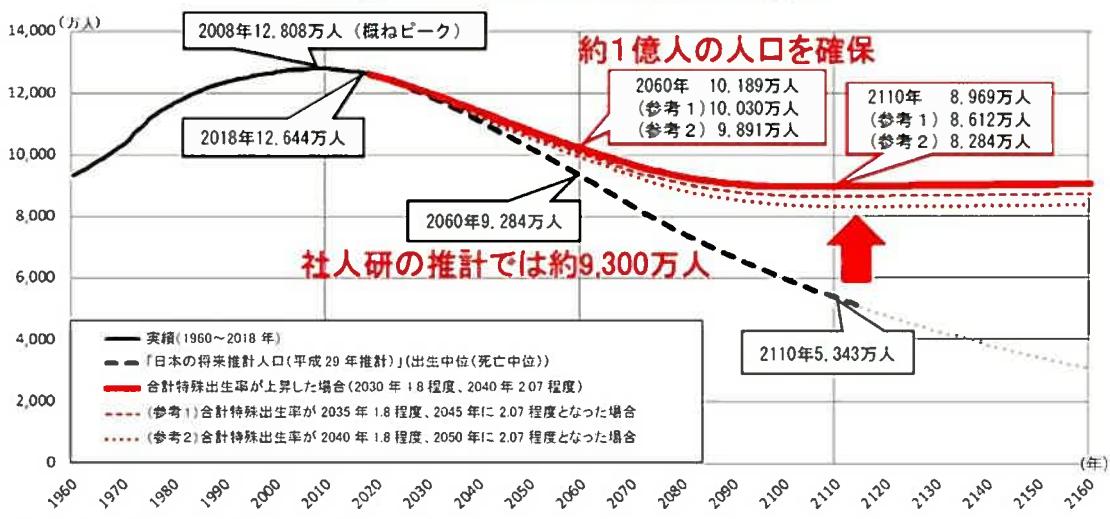
国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）では、我が国の人囗は平成20年（2008年）をピークに減少局面に入っています。平均寿命が高い水準にあるなか、出生率の低下によって引き起こされる人口減少は、必然的に高齢化を伴うこととなり、高齢化率もさらに上昇する見通しとなっています。

今後、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上（後期高齢者）となる「2025年問題」、また、その団塊ジュニア世代が全員65歳以上となる「2040年問題」が懸念されるなか、令和24年（2042年）には高齢者人口がピークに達します。これにより社会保障費の増大が懸念されており、加えて少子化・高齢化に伴う人口減少により、いわゆる生産年齢人口（15～64歳）が減少し、医療・介護サービスの提供など、さまざまな影響が懸念されます。また、令和2年（2020年）は新型コロナウイルスの影響などから減少したものの、近年、日本における外国籍住民は増加傾向にあるなど、多文化共生社会に向けた意識の醸成や環境整備が求められています。

尼崎市では…

少子化・高齢化に伴う人口減少や、外国籍住民の増加という大きな流れは同様であり、こういった社会構造の変化に柔軟に対応しながら、“尼崎らしさ”を生かした魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

我が国の人囗の推移と長期的な見通し



(注1)社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)

(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3)実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115～2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

(2) 多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化

これまで地域活動の中心を担ってきた自治会などの地域団体は、役員の固定化や高齢化が進み、世帯構成やライフスタイルの変化などによる加入率の低下により、これまで果たしてきた地域でのささえあいなどの機能の維持が難しくなっています。

今後、人口減少が進み、これまで以上に家族や地域におけるつながりやささえあいが希薄化した場合、必要な地域資源につながる機会が減少し、さまざまな課題が複合化する人や、社会的に孤立する人がさらに増加することが懸念されます。そのため、行政が行う公的支援はもとより、地域でのささえあいの強化が今後、ますます重要となってきます。

また、インターネットやSNSなどオンラインによるさまざまな形態のコミュニティが生まれており、これまで以上に幅広い人と簡単につながりを持てる一方で、そのコミュニティ間での分断が進む可能性があります。



尼崎市では…

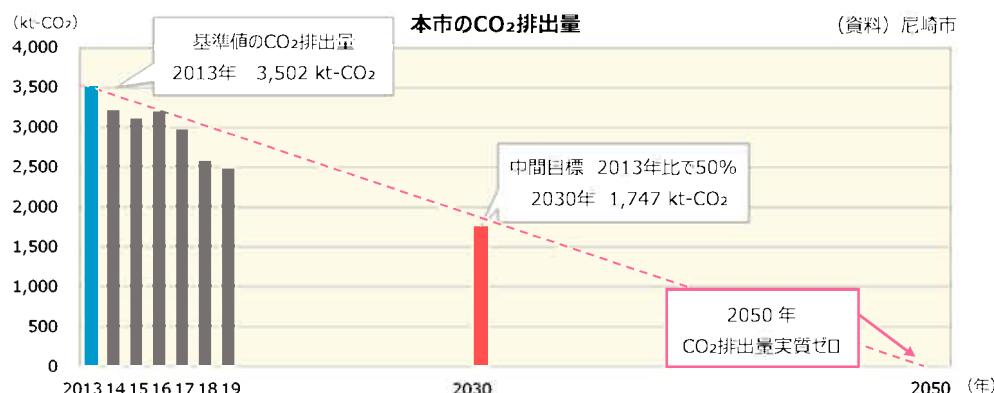
単身高齢者が増加傾向にあり、また、生活保護受給者をはじめとした支援を必要とする人が多いなか、人ととのつながりを重視し、課題が複雑化・複合化する前にできるだけ早く必要な支援につなげられるよう、地域特性に応じた見守り、ささえあいの取組を進めています。

(3) 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり

近年、地球温暖化、海洋プラスチックごみ汚染などが大きな地球環境問題として顕在化しています。社会活動や経済活動など、わたしたちの日常生活は環境問題と密接にかかわっており、将来にわたって安心して生活できるよう、一人ひとりがそれを意識し、環境に配慮した行動を行っていくことが重要です。

尼崎市では…

国がめざす令和32年(2050年)に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現という目標に対して、地球温暖化による危機をわたしたちが正しく認識・共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明しました。この宣言のもと、ともに力を合わせ、地球規模での環境問題に取り組んでいます。

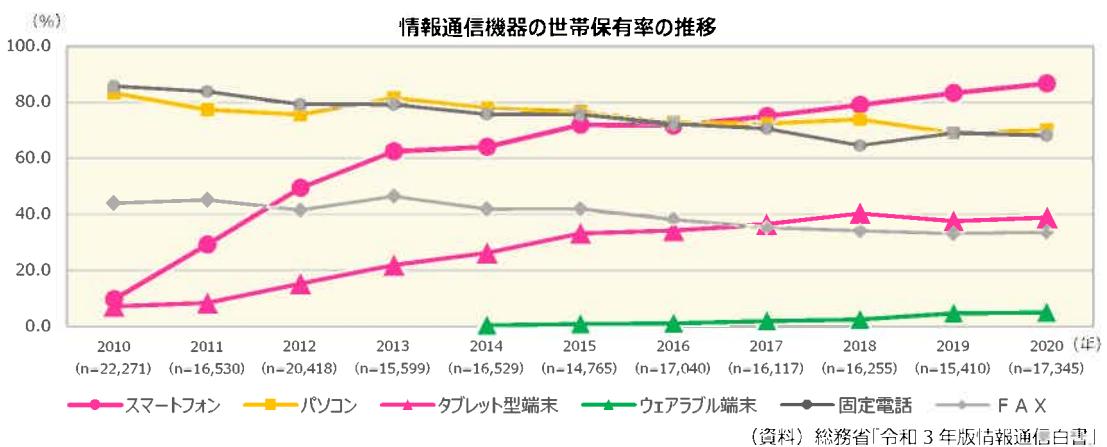


(4) デジタル化の進展

国がめざす Society5.0 は、AI、IoT、ロボット等の先端技術の活用が進み、生活利便性の向上だけでなく、経済発展と社会的課題の解決が両立する未来社会の姿です。今後の人団減少下においては労働力不足が懸念されていますが、AI や IoT の活用がさらに進むことで、労働力不足を補うだけでなく、例えば、医療の分野では遠隔医療などにより、地域格差の是正にもつながることが期待されています。

尼崎市では…

デジタル技術の活用により行政手続等における住民利便性の向上や業務の効率化を進めているところですが、情報格差の解消や情報セキュリティの確保など、デジタル化に伴う課題に対しても引き続き取り組みつつ、持続可能な行政サービスの提供に向け、先端技術の積極的な活用の検討を進めています。



(5) 産業構造・労働環境の変化

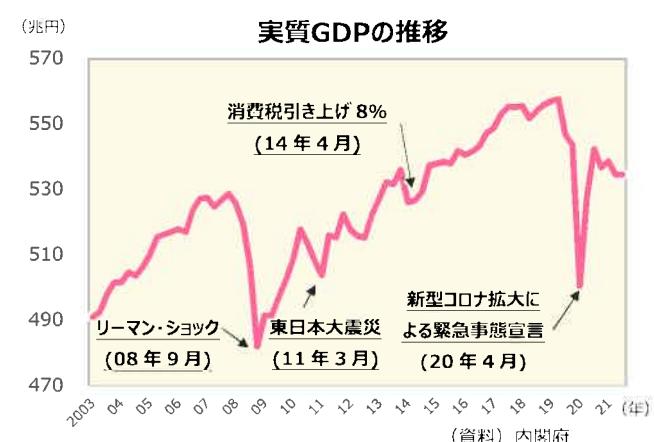
我が国の経済は、平成20年（2008年）のリーマンショックを発端とした世界同時不況、平成23年（2011年）の東日本大震災の影響から減速していた景気は緩やかな回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が制限され、労働需要も減退し、失業率や有効求人倍率が悪化しています。

一方で、感染拡大を防止するために、ICTを活用したテレワークなど、時間や場所を問わず柔軟な働き方が可能となるなど、労働環境は変化しています。

今後の人団減少社会においては労働力不足が懸念されていることから、先端技術の活用とともに、国籍、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが尊重され、働きやすく、活躍できる環境整備がさらに求められます。

尼崎市では…

事業者に対して実施する調査や関係団体等との意見交換等をもとに、時機に応じた支援を行い、市民の雇用と事業者を支える取組を進めています。

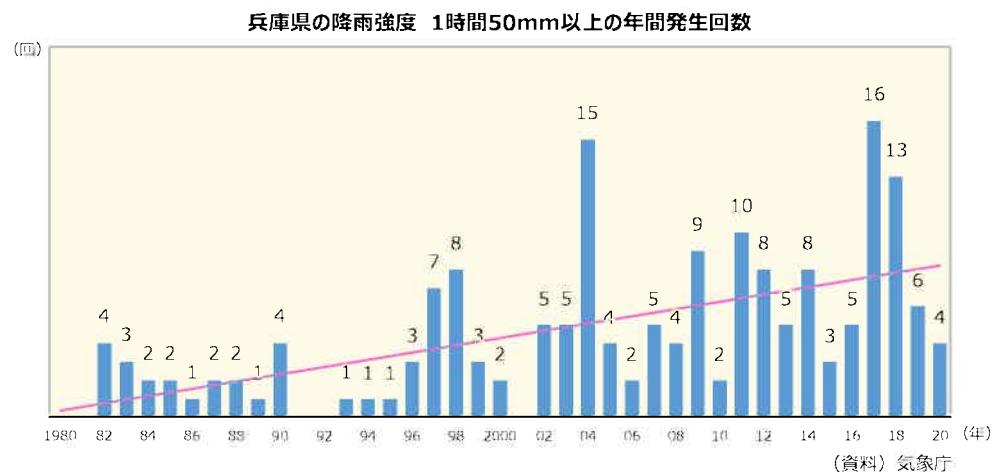


(6) 災害対策など安全・安心への意識の高まり

近年、我が国では予測を上回る規模の台風や大雨、地震などの自然災害が多数発生しています。今後30年以内の南海トラフ巨大地震の発生確率は令和3年（2021年）現在、70%～80%とされ、巨大災害の脅威が高まっている状況です。

尼崎市では…

市域の3分の1が海拔0メートル地帯であり、大雨などによる影響を受けやすい地形であるため、気候変動による水害等の激甚化・頻発化に備え、市の防災体制を整備するとともに、わたしたち一人ひとりの常日頃からの防災意識や地域で支えあう地域防災力の向上などに取り組んでいます。



(7) 新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常

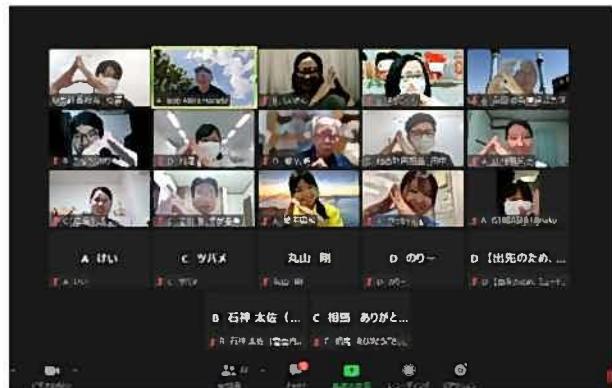
令和元年（2019年）に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界規模で感染が拡大し経済や社会活動などにも甚大な影響を与えています。人と人との接触が制限されるなか、この感染症を契機にさまざまな分野でデジタル化への対応が進むなど、これまでの人々の「日常」が変化を余儀なくされています。

尼崎市では…

感染拡大防止のため、保健所と衛生研究所を合わせ持つ強みを生かし、行政としてのセーフティネット機能を果たしつつ、ウィズコロナ・ポストコロナに向けて、コロナ禍で得た「人と人とのつながり」や「地域におけるささえいの重要性」などの気づきや教訓を糧に、社会変化に対応したまちづくりを進めています。



コロナ禍での『ナツジ』理論の活用例。
地面に張られた足跡マークに合わせて間隔を空けて並ぶ仕組みづくり。
世界保健機関（WHO）のHPにも取り上げられました。



Web会議システムを活用したタウンミーティング。
コロナ禍における新たなつながりの手法。
市外、自宅など色々な場所から気軽につながることができます。

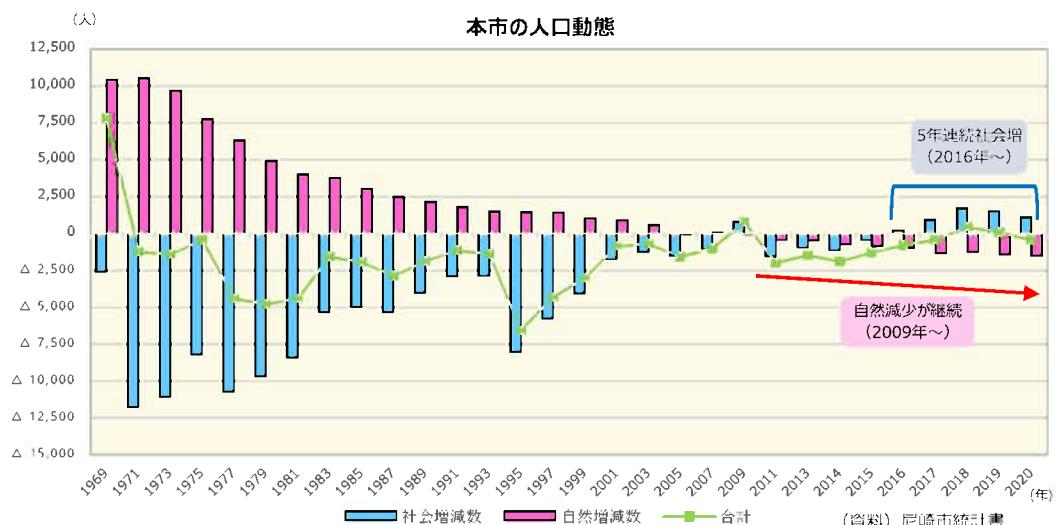
2. 本市の状況

ここでは、これからのかまちづくりを考える上で重要な本市の状況を計画の背景としてまとめています。

(1) 人口動態の見通し

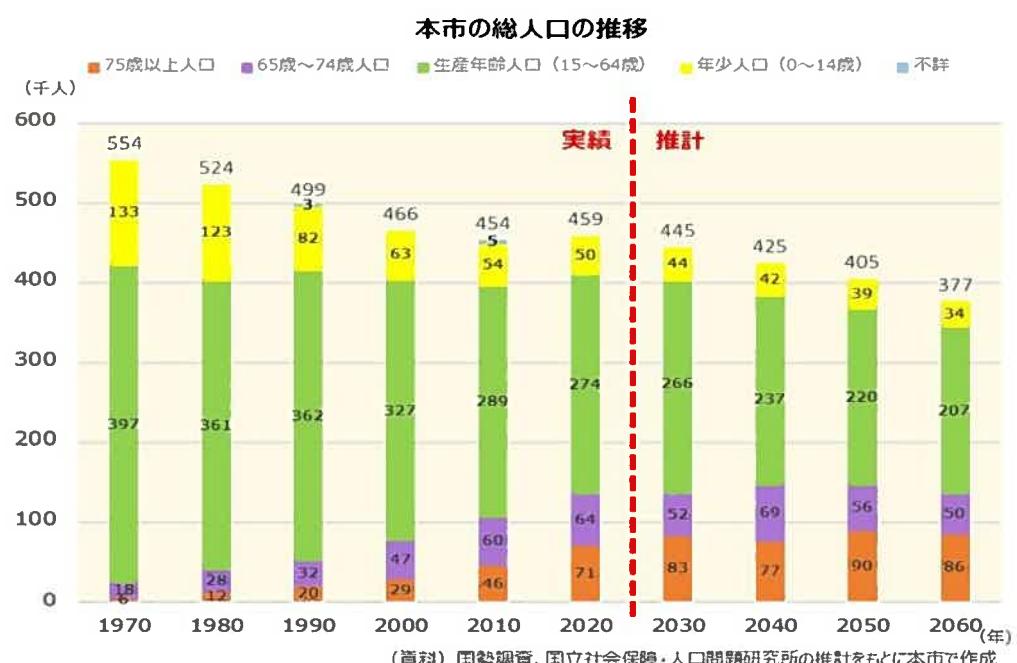
■社会増の継続により改善傾向にある人口動態 –本市を取り巻く状況–

本市の人口は、昭和46年（1971年）にピークを迎え、その後、減少傾向が続いていましたが、近年、住宅供給等により、転入者数が転出者数を上回る社会増の状態が平成28年（2016年）以降、5年連続で継続するなど、本市の人口動態は改善傾向にあります。



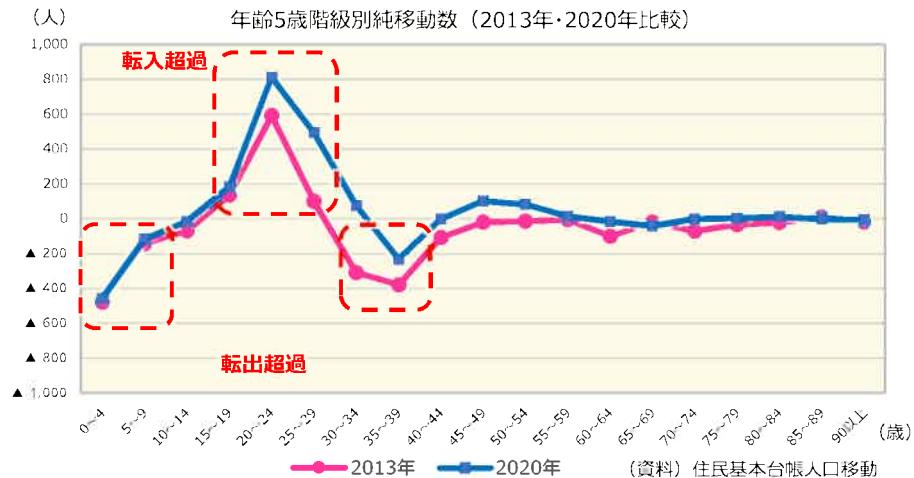
■本市においても見込まれる人口減少の進行 –自然減が拡大傾向–

しかしながら、少子化・高齢化に伴い、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が今後拡大していくことが見込まれ、全国的な傾向と同様、本市においても人口減少がさらに進むことが見込まれます。



■ファミリー世帯の転出超過傾向 - 人口動態における課題 -

本市の人口動態は、20歳代を中心とした若年層においては毎年大幅な転入超過が継続していますが、その一方で0歳から4歳と30歳代後半が大幅に転出超過になってしまっており、いわゆるファミリー世帯の転出超過が課題です。



(資料) 住民基本台帳人口移動

■実態とイメージのギャップの解消へ - 転出理由から見える課題 -

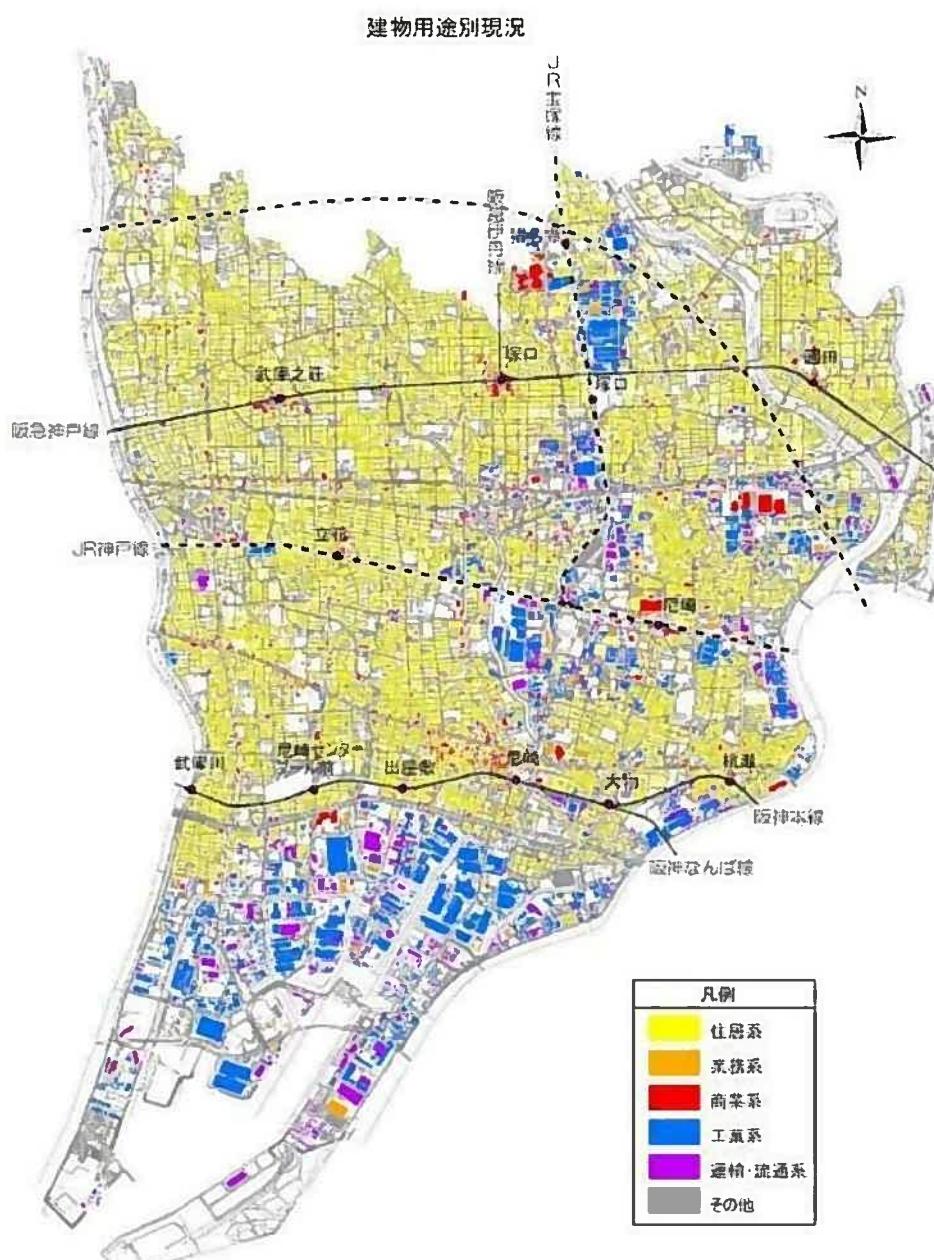
アンケート結果などから、子育て世帯の転出理由が、まちのイメージ、教育環境、治安・マナーなど、さまざまな課題が複合的に作用した結果生じていることが分かるものの、本市の取組や実態を市民に十分に伝えられていないことによるものもあります。居住継続に前向きな市民の割合が高まりつつあるなか、市民ニーズに柔軟に対応するとともに、効果的な情報発信が求められています。



(2) 土地利用の特徴と変化

■生活利便性と職住近接の強み – 土地利用の特徴 –

市域内は、都市計画法上の用途地域の枠組みでは、令和3年（2021年）3月末現在、工業系地域が全体の約3分の1（約36%）を占め、その約半分が工業専用地域であり、住居系地域が約58%、商業系地域が約6%となっています。また、これらの配置は、おむね、工業系地域が臨海部並びにJR沿線及び神崎川沿いに、商業系地域が主要な鉄道駅周辺及び国道2号線沿いに、住居系地域がその他の地域にあります。この状況は、古くからあまり変わっておらず、近隣市及び同程度人口の他市と比較すると、工業系地域の比率が高いといった特徴があります。



資料：尼崎市立地適正化計画（平成29年3月）

実際の土地利用については、おおむね、工業系地域には工業地が、商業系地域には商業地が、住居系地域には住宅地が形成されていますが、内陸部の工業系地域及び鉄道駅から離れた場所にある商業系地域では、廃業した工場又は商店の跡地において宅地化が進展しています。また、北部及び西部の住居系地域にはまとまった農地が残っています。

市内には、広い工業系地域に工業系、業務系、運輸流通系等の事業所が立地するほか、鉄道駅周辺及び幹線道路沿いに商業店舗、病院、金融機関等の生活利便施設、その他の事業所等が立地しており、これらの一部は住居系地域内にも点在していることから、本市は、生活利便性及び職住近接といった点で優れています。

■大規模な住宅開発など工場跡地利用の変化－土地利用の変化－

前述のとおり、市内には、広い工業系地域に工業系、業務系、運輸流通系等の建物が立地しており、本市は「産業のまち」として製造業を中心に発展してきましたが、近年の製造拠点の集約又は海外へのシフト等の流れを受け、市内の製造拠点の市外移転が進んでおり、製造品出荷額は最盛期と比べ大幅に減少しています。このような製造拠点の移転に伴い、近年、大規模な工場跡地の利用に幾つかの変化が生じています。

一つ目は、交通利便性並びに立地環境及び雇用確保での優位性から、大規模な物流倉庫が主に臨海部の工場跡地に進出していることです。二つ目は、市内の既存企業において、工場を研究開発施設等へと機能を転換させ、付加価値を高めていることです。この傾向は、都市圏からのアクセスの良さなどから、主に内陸部での工場跡地において見られています。最後に三つ目は、駅前の工場跡地において、大規模な開発が進んでいることです。例えば、JR尼崎駅の北及び北西の地域並びにJR塚口駅東の地域は、住宅地又は商業・業務地に転換されており、人口動態への影響が見られています。



あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業により商業・業務地に転換されたJR尼崎駅周辺

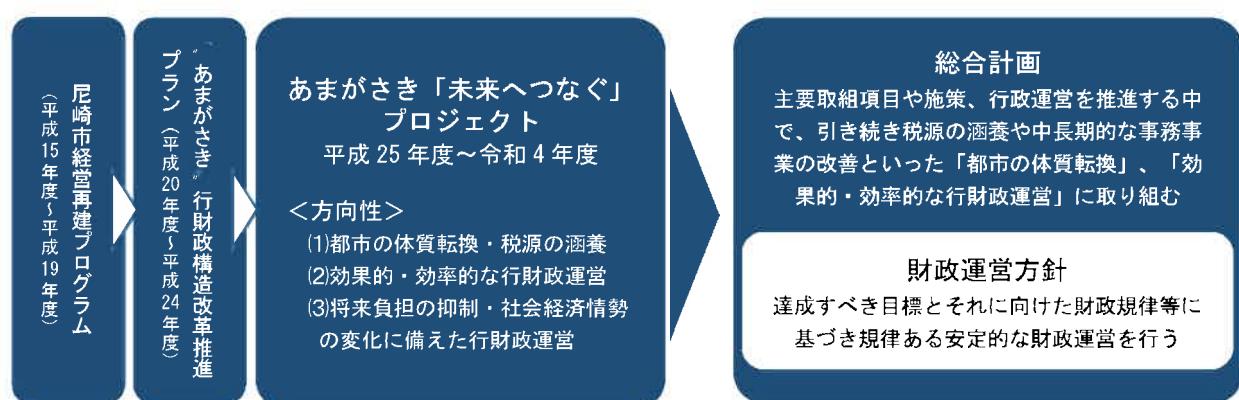
(3) 行財政運営の状況

■長年の取組により着実な成果を上げてきた行財政改革 – 行財政運営の状況 –

平成初期のバブル経済崩壊以降、歳入面では、経済情勢の悪化により税収や収益事業収入が急激に落ち込み、一方、歳出面では阪神・淡路大震災による被害を受けての面的整備などの復旧・復興事業の実施や、土地開発公社の健全化による公債費等の増、また、高齢化の進行などを背景とする社会保障関係費の増など要因として、本市は財政再建団体への転落も危惧されるような危機的状況に直面しました。

そのため、本市では平成15年度（2003年度）に策定した「尼崎市経営再建プログラム」以降、3つの計画にもとづく20年間にわたる行財政改革に取り組み、その結果、将来負担の残高は着実に減少傾向にあることに加えて、平成29年度（2017年度）当初予算で実質的な収支均衡を達成し、それ以降令和3年度（2021年度）当初予算まで概ね同水準の収支状況を維持するなど、本市の行財政改革の取組は着実に成果を上げてきたところです。

しかしながら、住民ニーズの変化・多様化が進むなか、時代の変化に対応しつつ総合計画に基づく取組を実施するためには、引き続き都市の体質転換や行財政改革の取組が必要であり、総合計画及び別途定める「財政運営方針」を含む分野別計画を連携するなかで進めています。



3. ありたいまちとまちづくりの進め方

わたしたちがめざす「ありたいまち」の姿に加え、その実現に向けてわたしたちが大切にしたいまちづくりの進め方とそれを支えるために市が果たすべき責務などを示します。

■ ありたいまち

まちに望む姿は人それぞれ異なります。
だから、本市がめざすまちの姿は、わたしたちそれぞれが「こうありたい」と思う姿としています。

ひと咲き まち咲き あまがさき

尼崎で、人々が、まちが、花を咲かせ、実を結び、種を残し、
また次の花を咲かせていく。

そんな「ひと咲き まち咲き あまがさき」を構成する5つのありたいようす

『みなぎる。つながる。わたしたちのチカラ』（シチズンシップ・シビックプライド）

なりたい自分に向けたきっかけにあふれている尼崎。
わたしたちが変わればまちが変わる。わたしたちのチカラは、きっとまちを動かす大きなチカラになる。

『ほっとかない。だれも、なにも』（社会的包摶・多様性）

さまざまな人を受け入れてきた尼崎。
その懐の深さといい意味でのお節介なこのまちは、きっとありのままの自分でいられる場所になる。

『きり拓く。ひと、しごと』（産業・活力）

産業のまちとして発展してきた尼崎。
このまちが持つ創り出すチカラ、そしてそれを生かす人のチカラで、まちが、人が、もっと元気に。

『たかまる。便利でご機嫌な暮らし』（利便性・都市機能）

都市機能が充実し、便利で快適な生活ができる尼崎。
このまちでのくらしは、人生がもっと楽しくなる。

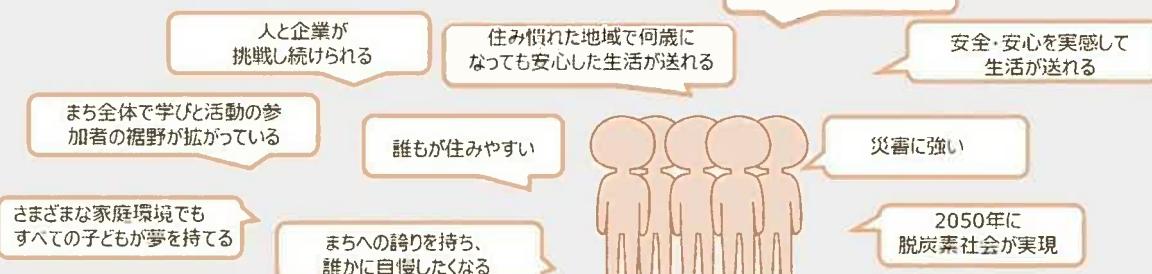
『ひろげる。一歩先の選択肢』（持続可能性）

たくさんの課題に向き合ってきた尼崎。
このまちが歩む持続可能なまちづくりは、きっと未来につながっている。

尼崎の個性や、魅力があふれるまちの姿

尼崎らしさ、過去から受け継がれてきたもの、現状や将来課題を踏まえ、市民とのワークショップなどの意見を集約

ありたい未来の姿



■ まちづくりの進め方

「ありたいまち」の実現には、まちづくりに関わるわたしたちが役割を分担しつつ、力を出し合い、まちの課題を解決するとともに、まちの魅力を高めていくという「自治」によるまちづくりが重要です。

(1) ともに進めるまちづくり

「ありたいまち」の実現に向けて、「自治」のまちづくりを進めるためにみんなで共有する大切にしたい4つのルールを示します。

● 情報共有

まちづくりに関する情報を**共有**します。

● 参画

身近な地域や社会について知り、**学び**、まちへの**関心**を持つことにより**シチズンシップ**を高め、積極的にまちづくりに参画します。

● 協働

目的や課題を共有し、個人や団体にかかわらず、それぞれが持つ**力を出し合い**協力します。

● 対話

対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねます。

自治の
まちづくり

最大限の力を発揮できるよう、自治を支援

(2) 市の責務

● 協働

開かれた市政運営を推進し、**参画**と**協働**を推進します。

● 人材育成

・組織体制

職員の**資質向上**と**柔軟**な**組織**体制を確立します。

● 行財政

行財政基盤の確立をめざします。

セーフティネット
としての責務

受け継がれてきた尼崎のDNA

交通利便性の高さ、物価の低さなどの高い生活利便性による、充実した生活

尼崎ならではの人との距離感の近さ

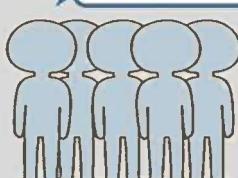
人を受け入れることで根付いた尼崎の
人情味ある市民性

商人のまちとして栄えてきた稼ぐ力

“わたしたち”が協力し、
公害問題などに取り組んできた底力

困っている人をほっとけない人と
まちのあたたかさ

産業のまちとして発展してきた尼崎
ならではの技術力



4. まちづくりの方向性

社会潮流や本市の状況を踏まえつつ、「ありたいまち」である「ひと咲き まち咲き あまがさき」に向けて、わたしたちが力を合わせて進めるまちづくりの考え方や方向性を示します。

バランスの取れた 人口の年齢構成の実現

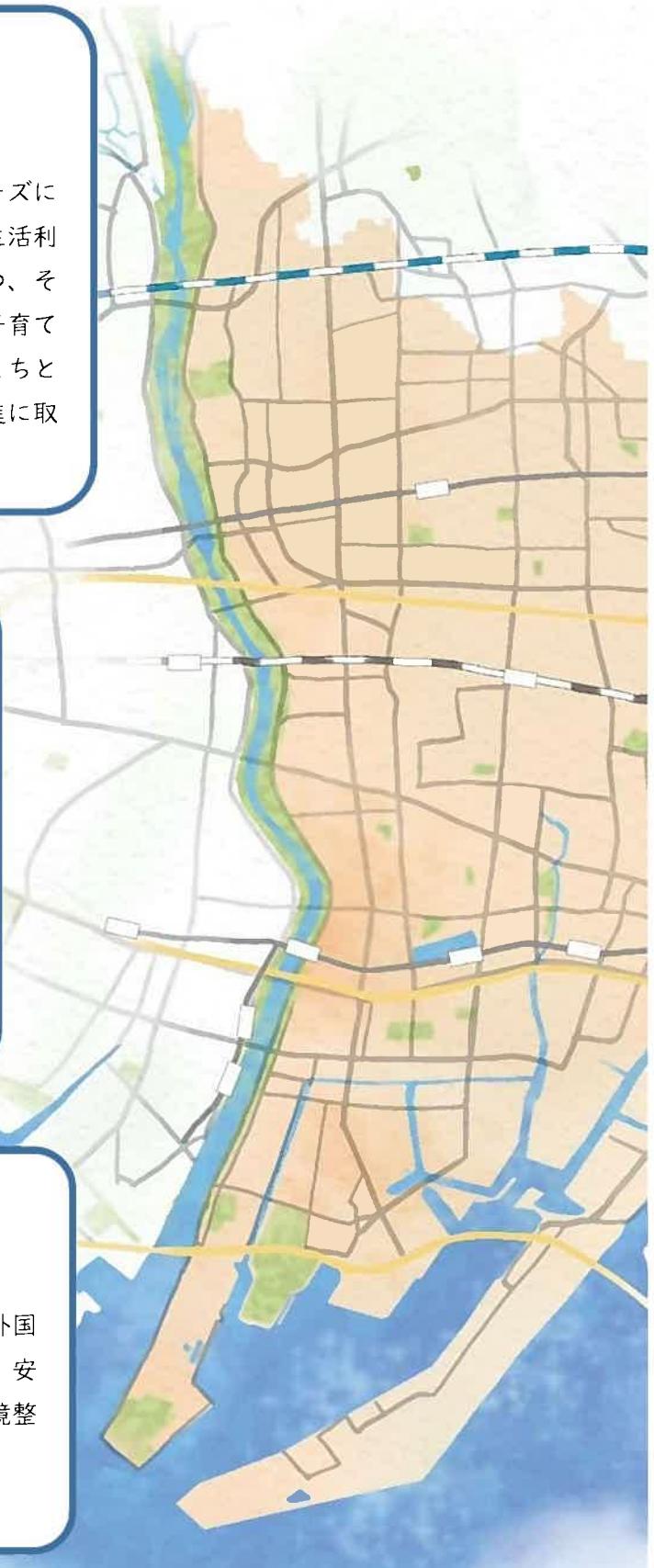
市は、教育などの子育て環境に対するニーズに総合的に対応するとともに、本市が持つ生活利便性や職住近接といった強みを生かしつつ、その受け皿となる住宅供給の観点も含め、子育てしやすいだけでなく、子育てを楽しめるまちとして、ファミリー世帯の定住・転入の促進に取り組みます。

関係人口の創出

わたしたちは、さまざまなまちの魅力を創出し、高め、それを発信することで、市外の方々の本市への関心を高めます。それにより、居住地に関わらず多くの方が本市を活動の場として選び、力を發揮し、それぞれの活動に手応えを感じられるような場や機会の創出に取り組みます。

地域共生社会の実現

わたしたちは、今後増加が見込まれる外国籍住民の方を含め、誰もが住みやすく、安心して働き、能力を生かせるような環境整備に取り組みます。





地域特性を生かし育て、 つなぐまちづくり

わたしたちは、地域にあるまちの魅力を生かし伸ばす（育てる）ことで、地域特性に応じたまちづくりを進めます。

また、特色のある各地域をいろいろなネットワークでつなぐことで、人、しごと、まち、それぞれをつなぎ、さらなる交流やにぎわいの創出に取り組みます。

持続可能な社会を支える 基盤整備

市は、施設の老朽化対策や頻発する自然災害への備えなど、わたしたちが安全・安心を実感できるよう都市基盤の適切な整備、維持管理に努めます。

また、将来を見据えるなかで、既存インフラの多機能化など、誰もが使いやすく、また、環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組みます。

都市の体質転換と 効果的・効率的な行財政運営

市は、これまで取り組んできた行財政改革の成果を生かし、引き続き、税源の涵養や中長期的な視点での事務事業の改善といった、「都市の体質転換」、「効果的・効率的な行政運営」に取り組むことで持続的な行財政基盤を確立し、安定したまちづくりを支えます。

まちづくり基本計画

計画期間

令和5年度▶▶▶ 令和9年度
(2023) (2027)

1. ありたいまちの実現に向けたまちづくり基本計画

まちづくり基本計画は、市民・事業者等の想いが詰まった「ありたいまち」の実現に向けて、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」や「まちづくりの方向性」を踏まえ、施策や行財政運営などの今後のまちづくりの取組方針を示す本市の最上位の行政計画です。

2. 分野ごとの力を最大化し、その連携を意識したまちづくり

まちの課題が複雑化・多様化するなか、「ありたいまち」の実現に向けては、組織や分野ごとの専門性を高めながらも「つながり」や「広がり」を意識し、また、状況に応じた調整・修正を行いながら、柔軟にまちづくりを進めることが重要と考えています。

本市ではまちづくりの指針となる総合計画にもとづくまちづくりを進めていますが、その推進に当たっては内部評価と外部評価を組み合わせた市独自のPDCAサイクルによりたゆみなく改善を実施し、また、その年度ごとの改善経過をわかりやすくまちづくりにかかわる主体と共有する取組を進めています（P74「計画の推進」参照）。

また、総合計画は分野別計画の基礎となり、それらを横断的に束ねています。そのため、施策間・計画間の連携の強化、促進に向けては、総合計画と分野別計画の整合を図ることが重要であり、各分野別計画を所掌する審議会等が市の取組の方向性や各分野の隣接領域の状況を共有できるよう、市と各審議会等の代表者による「施策間連携サミット」を実施するなどにより、連携の取組を進めています。

そのほか、連携強化の視点では、府内だけでなく外郭団体を加えての施策評価における連携確認、尼崎版SDGsの発行などSDGsを視点とした連携意識の醸成に加え、隣接する4つの中核市（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）による都市間ネットワークの形成に向けた「NATS」をはじめとする都市間連携の取組など、さまざまな視点において連携促進の取組を進めており、引き続き、さらなる連携を意識した取組を推進します。

《施策間連携の取組イメージ》

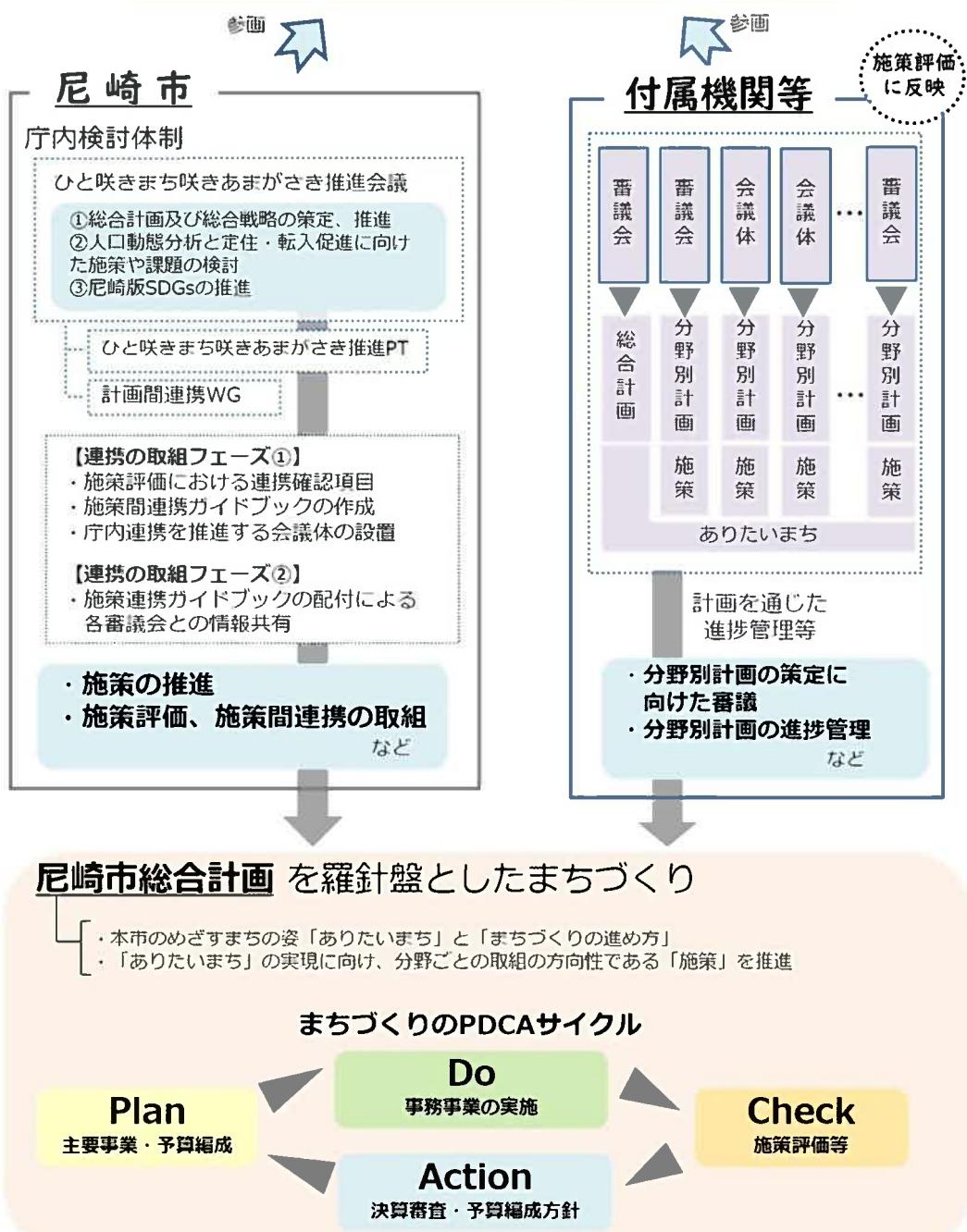
【連携の取組フェーズ③】

市と審議会、審議会間の総合的かつ横断的な情報共有・意見交換の場として、

施策間連携の推進に向けた 審議会等代表者による懇談会 **「施策間連携サミット」**

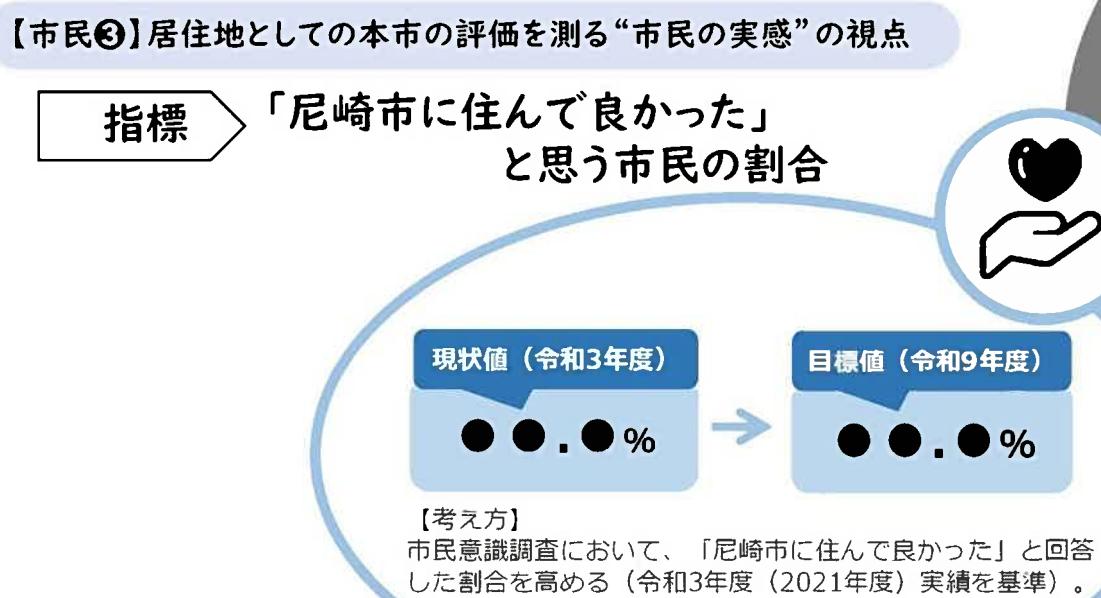
(内容)

- ・市の目標と方向性の共有
- ・市のまちづくりにおける各施策の役割、機能、位置づけ等の把握
- ・各施策でさらに連携が必要となる施策の把握及び連携強化手法の検討



3. まちづくりの総合指標

「ありたいまち」の実現に向けてまちづくりを進めるに当たっては、その目標や方向性を明確にするとともに、それらをまちづくりにかかる主体と共有し、取組を絶えず振り返りながら進めていくことが重要です。本計画では、主要取組項目や施策ごとに指標を設定し、その進捗を測るとともに、まちづくり基本計画全体の進捗を総合的に測る「まちづくりの総合指標」を次の3つの視点で設定しました。



市民①】将来にわたり持続的なまちの活力を測る“人口”の視点

指標 → ファミリー世帯の転出超過数

現状値（令和3年度）

299世帯

（令和2年実績）

目標値（令和9年度）

● ● 世帯

【考え方】

まちづくり構想期間（～令和14年（2032年））に転出超過の解消をめざし、目標値を令和3年（2021年）実績の半減とする。



ちづくりの 総合指標

【市民②】活動の場の創出など、まちの魅力を測る“まちへの愛着”の視点

指標 →

市民参画指数

現状値（令和3年度）

43.1

（令和2年度実績）

目標値（令和9年度）

● ● ●

【考え方】

市民意識調査において、地域推奨、地域活動、地域活動感謝の意欲が「低い」から「普通」となった場合の数値をめざす（令和3年度（2021年度）実績を基準）。

4. 施策体系

まちづくりのさまざまな分野ごとに課題と計画期間における取組の方向性として、13の施策と41の展開方向を設定しています。

«ありたいまちと施策体系»

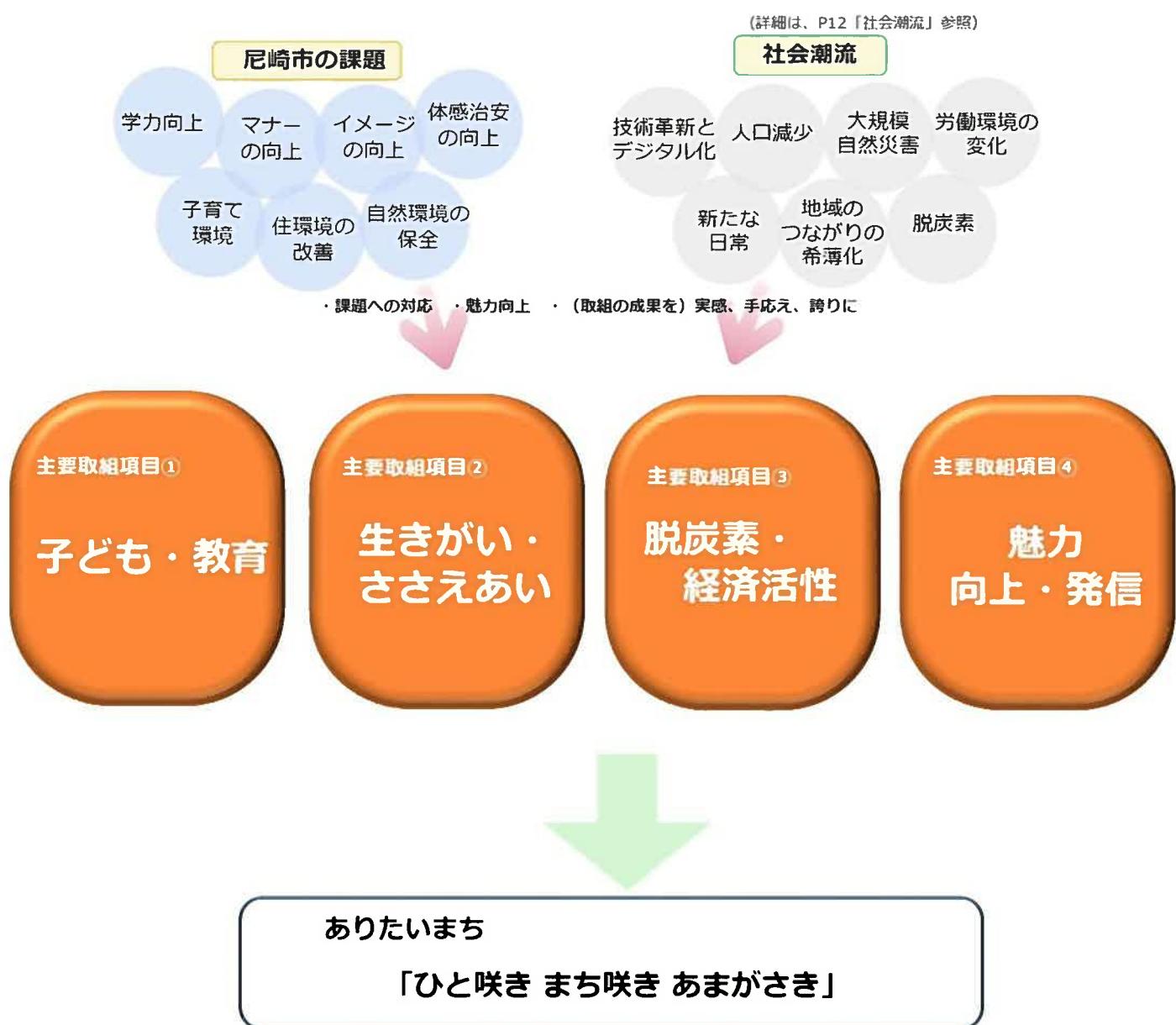


5. 主要取組項目

「ありたいまち」の実現に向けて、計画期間中に重点的、分野横断的に取り組んでいく項目を、主要取組項目として4つの項目にまとめました。

これらの項目は、これまで実施してきた施策評価における成果と課題の蓄積や、今後の社会潮流を踏まえるなかで抽出した項目であり、これらを推進することでまちの課題への対応とともに、さらなる魅力の向上に取り組み、まちの変化を市民・事業者等の実感と手応え、誇りにつなげていきます。

また、この4つの視点については、総合計画のアクションプランである尼崎版総合戦略の政策分野と整合を図り、一体的な推進を図ります。





主要取組項目① 子ども・教育



◆子ども・子育て支援の充実

待機児童対策を強力に推進するとともに、子育て世帯のニーズに応じた支援策の充実に取り組むなど、妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援を実施します。

また、貧困の連鎖の解消に向け、困難を抱える子ども・若者に対する支援を継続するとともに、子ども家庭総合支援拠点である「いくしあ」と一緒に尼崎らしい児童相談所の設置に向けた準備を進めるなど、子どもファーストを基本としつつ、子育て世帯を包括的に支援します。

◆子どもの教育の充実

個々の伸びやつまづきに寄り添った学習支援や科学的根拠にもとづく先進研究による学力向上の取組を継続するとともに、すべての子どもがこれから時代を生き抜いていけるよう、幼保小連携の推進など就学前教育の研究・実践の取組、インクルーシブ教育の推進に取り組みます。

地域とともにある学校づくりをめざし、コミュニティ・スクールの全市展開を進めつつ、ユースカウンシルの実践などにより、若者の主体的な活動を支援します。

また、いじめ防止や体罰根絶を徹底します。

連携イメージ



〈指標〉

現状値(令和3年度)

● ● %

目標値(令和9年度)

● ● %

現状値(令和3年度)

小6 0～△2Pt
中3 △2～△4Pt

目標値(令和9年度)

全国平均以上

◆子育てしやすいまちだと感じる市民の割合

◆全国学力・学習状況調査における 平均正答率の全国との比較

主要取組項目②

生きがい・ささえあい



◆ 地域共生社会の実現に向けた環境づくり

地域で世代や分野を超えてつながり、安全・安心を実感し、ささえあえる社会の実現に向け、複雑・複合的な課題を抱える人への重層的支援の推進や、国籍、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが尊重され、活躍できる環境づくりに取り組みます。また、近年、頻発している大規模な自然災害などに備え、市の防災対策を強化するとともに、地域防災力の向上に取り組んでいきます。

◆ 健康でいきいきと暮らすことができる地域づくり

平均寿命が延伸するなか、生涯を通して健康でいきいきと暮らすことができるよう、自身の健康に対する意識を高めるとともに、それを気軽に行動に移せる環境づくりが重要です。

そのため、より若い世代から望ましい生活習慣を獲得し、市民の健康寿命延伸に向け、ヘルスアップ尼崎戦略によるライフステージに応じた健康づくりへの支援の充実を図ります。



〈指標〉

現状値(令和3年度)

●.● %

目標値(令和9年度)

●.● %

現状値(令和3年度)

男性 △1.57歳
女性 △3.59歳

(令和元年度実績)

目標値(令和9年度)

平均寿命の増加分を
上回る健康寿命の増加 35

※ 指標の数値は健康寿命と平均寿命の差

◆ 安全で安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合

◆ 健康寿命の延伸

主要取組項目③

脱炭素・経済活性



◆ 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消、省エネ型建築物・エコカーの普及、食品ロス・プラスチックごみの削減などに取り組み、市民・事業者等と地球温暖化の危機を正しく認識・共有し、連携しながら令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質的にゼロにする脱炭素社会の実現に向けて行動していきます。

連携イメージ



◆ 地域経済の活性化

経済成長と二酸化炭素排出量抑制の両立に向け、引き続き产学研公融ネットワークを生かし、脱炭素、SDGsなど成長分野への事業展開の支援等を通じたイノベーションの創出による地域経済の活性化に取り組みます。

そのほか、社会的課題解決型ビジネスなど時代の変化に即した創業支援や、SDGsの見える化と地域経済の活性化を目的とした電子地域通貨「あま咲きコイン」の活用促進などに取り組みます。

〈指標〉

現状値(令和3年度)

2,471kt-CO₂
(令和元年度速報値)

目標値(令和9年度)

2,057kt-CO₂

現状値(令和3年度)

1,910,038百万円
(令和2年度実績)

目標値(令和9年度)

GDP成長率を
上回る増

◆ 市域における二酸化炭素排出量

◆ 尼崎市内総生産 (GRP)



主要取組項目④ 魅力向上・発信



◆学びの推進によるシチズンシップの向上

シチズンシップの向上に向け、「あまがさき・ひと咲きプラザ」や「生涯学習プラザ」をはじめ、まち全体での学びのさらなる機能充実に取り組み、こういった地域資源を活用するなかで市民力が発揮され、地域発意の取組が広がるよう支援します。

◆エリアプランディングの推進

市民・事業者等と連携し、公園や駅前広場などを活用した交流・滞在空間を創出するとともに、土地利用の誘導や住環境の向上など地域特性に応じたまちづくりを進め、情報発信もあわせることでエリアごとのプランディングを推進します。

◆イメージの向上によるシビックプライドの醸成

誰もが気持ちよく暮らすことができるまちの実現に向けて、自転車の運転、ごみの分別、ポイ捨て、喫煙など、ルール、マナーに対する理解と意識の向上に向けた取組を推進します。あわせて、まちの実態とイメージのギャップを解消し、尼崎への愛着と誇りを高めるため、魅力創造と発信を一体的に取り組むシティプロモーションを推進します。

連携イメージ



〈指標〉

現状値(令和3年度)

目標値(令和9年度)

◆生涯学習活動が地域活動につながったと感じている市民の割合

●.● %



●.● %

◆まちのイメージが良くなつたと感じる市民の割合

56.6%

(令和2年度実績)



67.5%

37

6. 施策別の取組（各論）

「ありたいまち」の実現に向け、各施策の取組の方向性を示しています。施策ごとに「施策目標」、「現状と課題」、「施策の展開方向」と「施策の進捗状況を測る代表指標」について記載しています。

各論の構成（施策の見方）

1 施策目標

各施策において市がめざす姿や方向性などについて記載しています。

地域コミュニティ・学び



1 施策目標

まちにかかわるすべての人が、ともに学び、考え、お互いの力を出しあう自治のまちづくりを推進することで、まちへの愛着を深め、魅力あふれるまちをめざします

2 現状と課題

2 現状と課題

施策ごとに本市の現状と課題を記載しています。

現状（成績）

進捗

令和2年（2020年）10月にまちづくりのルールである「まちづくり条例」を制定しました。

主なシビックプライドの醸成

当たっては、一人ひとりが当事者としてかかわっていくというシチズンシップの向上と、地域に対して誇りと誇りを持つシビックプライドの醸成が重要であるという認識のひとと、まちの魅力向上、課題解決に向けてさまざまな取組を推進してきました。

● 地域振興体制の再構築

自治のまちづくり条例の理念にもとづき、小学校区に1人の地域担当職員を配置し、地域資源情報を分野やエリアごとに検索できるサイト「あましまえ」なども運用しながら多様な主体同士の連携づくりや地域発意の課題解決、魅力向上に向けた取組を推進しています。

● 学びと活動の拠点整備

「市民の交流・学習」「子どもの育ち」、「教員職員の人材育成」が有機的に連携した「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備するとともに、公民館と地区会館を学びと活動を支えるための施設として市内12か所の生涯学習プラザを整備し、学びの拠点の充実や活動の創出などに取り組んでいます。

● 地域資源を生かした文化振興

本市では「尼崎市文化ビジョン」を策定し、過去から受け継がれてきた伝統的な祭りや行事、本市ゆかりの文化人などさまざまな地域資源を生かし、まちの魅力と活力の向上に向けた文化振興に取り組んでいます。

● 歴史博物館の開館

令和2年（2020年）10月に文化防衛施設と地域研究史料館の機能を併せ持つ歴史博物館を開館しました。

歴史博物館は、豊かな歴史や文化を理解し、未来を展望する学びの場として歴史遺産を後世に伝える役割を持ちます。

● 「スポーツのまち尼崎」に向けて

本市では市制施行80周年（1996年）に「スポーツのまち尼崎」を掲げており、令和2年（2020年）に策定した「尼崎市スポーツ推進計画」にもとづき、生涯スポーツの推進と、競技力の向上に取り組んでいます。

主な課題

◆ 地域コミュニティの醸成に向けた取組

地域における人と人とのつながりが希薄化する一方で、インターネットやSNSの普及により人々のライフスタイルが多様化しています。そういう状況において、地域発意や共感、相互理解が広がり、地域におけるつながりの大切さを再認識していくことが課題です。



◆ まちに学びをまきあこす

地域の魅力向上、課題解決に向け、自発的な学びが大切であることから、これまで「みんなの尼崎大学」など学びの環境づくりを行ってきましたが、今後も行政として地域の学びのプラットフォーム機能の充実・強化が求められます。

◆ 文化・歴史・スポーツに触れる機会の増加

文化・歴史・スポーツの発展のためには、「見る」「する」「覚える」という視点を踏まえ、誰もがこれからに触れる機会を十分に確保し、学びや活動を支える環境づくりを行い、地域資源としての魅力を創出し、高めていく必要があります。また、施設の維持管理や運営体制の充実が課題です。

◆ 博物館・図書館・公文書館機能の有機的な連携

文化的な情報資源の収集・蓄積・提供という共通の役割を担う、公文書館の機能を有する歴史博物館と図書館はより使いやすく親しみやすい施設となるために有機的な連携が課題です。



「白井一郎さんのアクションペインティングに挑戦する小学生」



「大庭英次さん 中学・高校吹奏楽部公開レッスン＆コンサート」

主な関連計画

本市が策定している分野別の計画等について、この施策に関連する主なものや、他施策で関係する主な分野別マスタープランをまとめています。また、計画期間については、令和4年（2022年）●月●日現在の内容です。

施策間連携（SDGs）

当該施策に対応するSDGsのゴールを記載しています。関連が深いアイコンを大きく表示しています。

本市では総合計画の推進を図ることでSDGsの達成をめざしています。



3 施策の展開方向

(1) 生涯学習の推進・地域コミュニティの醸成

- ① 多様な主体による地域発展の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり
- ② まちのいたる所で展開される学びと活動を通して地域への愛着や地域を支えるはぐくまれる環境づくり
- ③ 生涯学習を支援し、学びの成果を生かした学校教育と社会教育の連携の推進
- ④ 利用者及び市民の学習活動の支援機能、交流機能を備えた図書館づくり

(2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進

- ①若い人の夢とチャレンジの応援
- ②はぐくまれてきた歴史・伝統・文化の継承・発展
- ③市民の芸術体験を支える取組の推進

(3) 歴史遺産の継承と学びの充実

- ①尼崎の歴史に触れる学ぶ機会の拡充と魅力の発信
- ②歴史遺産を守り、活用しながら継承していく取組の推進
- ③地域の歴史を学び、活動する市民を支える取組の推進

(4) スポーツに親しむ機会の充実

- ①ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進
- ②各種スポーツ大会・イベントを通じた競技スポーツの推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 地域活動に参加している市民の割合

現状値(令和3年度)

15.3%

(令和2年度実績)

II 「講座等に参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と感じた参加者の割合

現状値(令和3年度)

● ● %

4 施策の進捗状況を測る代表指標

施策の進捗状況を測るために「代表指標」を設定しています。

毎年度実施している「施策評価」において、代表指標を中心に施策の進捗について確認し、振り返りを行います。

ここでの「市民意識調査」は、「まちづくりに関する意識調査（令和4年（2022年）2月）」です。

策定時の値：令和3年度（2021年度）

目標値：令和9年度（2027年度）

1 施策目標

まちにかかわるすべての人が、ともに学び、考え、お互いの力を出しあう自治のまちづくりを推進することで、まちへの愛着を深め、魅力あふれるまちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 自治のまちづくりの推進

平成 28 年（2016 年）10 月にまちづくりのルールである「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。

● シチズンシップの向上とシビックプライドの醸成

まちづくりの推進に当たっては、一人ひとりが当事者としてかかわっていくというシチズンシップの向上と、地域に対して誇りと愛着を持つシビックプライドの醸成が重要であるという認識のもと、まちの魅力向上、課題解決に向けてさまざまな取組を推進してきました。

● 地域振興体制の再構築

自治のまちづくり条例の理念にもとづき、小学校区に 1 人の地域担当職員を配置し、地域資源情報を分野やエリアごとに検索できるサイト「あましえあ」なども運用しながら多様な主体同士の関係づくりや地域発意の課題解決、魅力向上に向けた取組を推進しています。

● 学びと活動の拠点整備

「市民の交流・学習」「子どもの育ち」「教員職員の人材育成」が有機的に連携した「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備するとともに、公民館と地区会館を学びと活動を支えるための施設として市内 12 か所の生涯学習プラザを整備し、学びの機会の充実や活動の創出などに取り組んでいます。

● 地域資源を生かした文化振興

本市では「尼崎市文化ビジョン」を策定し、過去から受け継がれてきた伝統的な祭りや行事、本市ゆかりの文化人などさまざまな地域資源を生かし、まちの魅力と活力の向上に向けた文化振興に取り組んでいます。

● 歴史博物館の開館

令和 2 年（2020 年）10 月に文化財収蔵庫と地域研究史料館の機能を併せ持つ歴史博物館を開館しました。

歴史博物館は、豊かな歴史や文化を理解し、未来を展望する学びの場として歴史遺産を後世に伝える役割を持ちます。

● 「スポーツのまち尼崎」に向けて

本市では市制施行 80 周年（1996 年）に「スポーツのまち尼崎」を掲げており、令和 2 年（2020 年）に策定した「尼崎市スポーツ推進計画」にもとづき、生涯スポーツの推進と、競技力の向上に取り組んでいます。

主な課題

◆ 地域コミュニティの醸成に向けた取組

地域における人と人とのつながりが希薄化する一方で、インターネットや SNS の普及により人々のライフスタイルが多様化しています。そういう状況において、地域発意や共感、相互理解が広がり、地域におけるつながりの大切さを再認識していくことが課題です。



◆ まちに学びをまきおこす

地域の魅力向上、課題解決に向け、自発的な学びが大切であることから、これまで「みんなの尼崎大学」など学びの環境づくりを行ってきましたが、今後も行政として地域の学びのプラットフォーム機能の充実・強化が求められます。

◆ 文化・歴史・スポーツに触れる機会の増加

文化・歴史・スポーツの発展のためには、「見る」「する」「支える」という視点を踏まえ、誰もがこれらに触れる機会を十分に確保し、学びや活動を支える環境づくりを行い、地域資源としての魅力を創出し、高めていく必要があります。また、施設の維持管理や運営体制の充実が課題です。



↑ 白髪一雄さんのアクションペインティングに挑戦する小学生



◆ 博物館・図書館・公文書館機能の有機的な連携

文化的な情報資源の収集・蓄積・提供という共通の役割を担う、公文書館の機能を有する歴史博物館と図書館はより使いやすく親しみやすい施設となるために有機的な連携が課題です。



【主な関連計画】

■分野別マスタープラン等

- 図書館基本的運営方針
- 文化ビジョン
- スポーツ推進計画

■他施策で関係する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【地域福祉】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン（尼崎市立地適正化計画）、尼崎市住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 生涯学習の推進・地域コミュニティの醸成

- ① 多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり
- ② まちのいたる所で展開される学びと活動を通して地域への愛着や地域を支える人材がはぐくまれる環境づくり
- ③ 生涯学習を支援し、学びの成果を生かした学校教育と社会教育の連携の推進
- ④ 利用者及び市民の学習活動の支援機能、交流機能を備えた図書館づくり

(2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進

- ①若い人の夢とチャレンジの応援
- ②はぐくまれてきた歴史・伝統・文化の継承・発展
- ③市民の芸術体験を支える取組の推進

(3) 歴史遺産の継承と学びの充実

- ①尼崎の歴史に触れ学ぶ機会の拡充と魅力の発信
- ②歴史遺産を守り、活用しながら継承していく取組の推進
- ③地域の歴史を学び、活動する市民を支える取組の推進

(4) スポーツに親しむ機会の充実

- ①ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進
- ②各種スポーツ大会・イベントを通じた競技スポーツの推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 地域活動に参加している市民の割合

現状値(令和3年度)

15.3%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年度)

30.0%



II 「講座等に参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と感じた参加者の割合

現状値(令和3年度)

●.● %

目標値(令和9年度)

●.● %



1 施策目標

誰もが人権侵害を受けず、権利を行使できる主体として認められ、日々のくらしのなかで尊重されていると実感できるまちをめざします

2 現状と課題

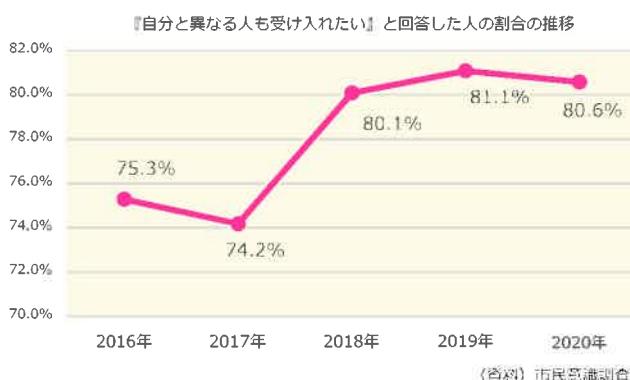
現状（成果）

● 人権文化いきづくまちの実現に向けて

誰もが権利を行使できる主体として認められ、くらしやすいと実感できる、それがあたりまえになる人権文化がいきづくまちをめざし、人権文化いきづくまちづくり条例を制定しました。また、条例にもとづき、令和3年度（2021年度）に人権文化いきづくまちづくり計画を策定しました。

● 人権啓発の推進による人権意識の高揚

人権に関する講演会の開催や地域における人権の主体的な学びの支援を実施するなど、市民の人権問題の正しい理解を深め、人権意識の高揚を図っています。



● 男女共同参画の推進

本市では、平成17年（2005年）に「男女共同参画社会づくり条例」を制定し「男女共同参画計画」にもとづき、拠点の整備や、相談・啓発事業を推進するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

● 外国籍住民の増加と暮らしやすさの環境整備

本市には、約12,000人（令和3年（2021年）9月現在）の外国籍住民があり、新たな在留資格（特定技能）の創設により、今後ますます外国籍住民の増加が見込まれます。そうした状況のなか、外国籍住民が本市で安心していきいきと暮らしていくよう「外国人総合相談センター」を設置しています。

● 市職員・教職員等への人権研修

これまで、市職員や教職員に対し、さまざまなテーマの人権研修を実施し、人権意識の高揚に向けて取り組んでいます。

主な課題

◆ 人権への理解の深化

人間らしく生きるために誰からも侵害されない普遍的な権利として、人権に関心を持ち学び続ける必要があります。

◆ 多様化する人権問題への対応

さまざまな人権問題をはじめ、今後社会経済情勢の変化に伴い新たに生じる人権問題についても課題を認識し、状況に応じた取組を進める必要があります。

◆ 性の多様性を前提とした社会の実現に向けた施策の推進

根強く残る性別による固定的役割分担意識や社会慣行によって、性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等が生じています。



◆ 多文化共生社会の実現に向けた取組のさらなる推進

外国籍住民は、言語や文化の壁、習慣の違いがあることから、外国籍住民のニーズに即した支援や日本人と外国籍住民とが理解を深めることができます。

◆ 施設整備や情報保障などの取組の推進

バリアフリーなど人権に配慮した施設の整備・運用や外国籍住民、障害のある人、高齢者など情報弱者に配慮した情報・コミュニケーションの支援に取り組む必要があります。

◆ 子どもを取り巻く環境

虐待やいじめなど子どもの人権に関するさまざまな問題が顕在化しています。

◆ 市職員・教職員等のさらなる人権意識の高揚

すべての市職員が市民の人権を保障する責任を有していること、また、教職員は教育活動を通じ子どもが自らを尊い存在であると感じができるよう育成する指導力が求められるところから、市職員や教職員は、さまざまな人権問題の知識を備えるとともに、さらなる人権感覚の涵養と人権意識の高揚に取り組む必要があります。



【主な関連計画】

■分野別マスターplan等

尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画（令和3年～令和12年）

- 男女表現ガイドライン
- 男女共同参画計画
- 配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画

尼崎市国際化基本方針（平成6年～）

■他施策で関係する主な分野別マスターplan

- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスターplan（尼崎市立地適正化計画）、尼崎市住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 地域における人権尊重の取組の推進

- ① 市民が地域でつながり支えあえる関係を築くための、学びや交流の場づくり
- ② 地域において人権について学び続けることができるよう、さまざまなテーマでの人権学習・啓発の推進

(2) 人権に関する相談体制と支援の充実

- ① 性的マイノリティへの理解促進に向けた支援、ワーク・ライフ・バランスの推進等、ジェンダー平等にむけた男女共同参画社会の実現への取組の推進
- ② 外国籍住民のニーズ把握に努め、日本人との交流や日本語学習への支援、外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現への取組の推進
- ③ 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備への取組の推進

(3) 学校園等における人権教育の推進

- ① すべての子どもが健やかに学び育つための人権教育の推進

(4) 市職員・教職員等への人権教育の推進

- ① 人権行政を推進する責務を果たせるよう、市職員への人権研修の推進
- ② 研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 「日々の暮らしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合

現状値(令和3年度)

●.●%

目標値(令和9年度)

●.●%

II 人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合

現状値(令和3年度)

●.●%

目標値(令和9年度)

●.●%

1 施策目標

社会の変化に主体的かつ柔軟に他者と協働しながら対応する力、知識や技能を活用して解決する力、持続可能な新しい社会を創造する力を育む教育をめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 次代を生き抜く力をはぐくむ教育振興基本計画の策定

これからの中学生達が、急速な社会変化に伴う新たな困難を乗り越え、未来社会を創造する力を身につけられるよう、令和2年（2020年）に教育行政の方向性を定めた教育振興基本計画を策定しました。



「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業の様子

● 本市独自のあまっ子ステップ・アップ調査事業の実施

教育活動に関する検証改善サイクルを確立しつつ、児童生徒の学力と生活実態を継続的に把握し、個に寄り添った学習支援の取組を推進しています。令和3年度（2021年度）の全国学力・学習状況調査では、小学校6年生の算数が全国平均に並ぶなど、基礎学力の向上がうかがえます。

● 習熟度に応じ課題を出題できるデジタル教材の活用

GIGAスクール構想の実現に向け、ICTを活用したより分かりやすい授業を進めるため、市内すべての小・中学校の児童生徒に一人一台タブレットを配備しています。

● 豊かな心の育成、いじめ防止、体罰根絶

本市では、いじめや体罰などの重大事案が発生したことを受け、誰もが過ごしやすい学校の環境づくりに努めるとともに、体罰根絶に向けた教職員の意識改革に努めています。

● 地域全体で子どもの成長を支える仕組みづくり

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入するなど、地域と学校の連携を推進し、子ども達の社会性の涵養と教員の負担軽減につながる取組を行っています。

● 安全・安心に学習できる教育環境の整備

小・中学校の耐震化や空調設備の完了に加え、衛生的なトイレの整備や洋式便器への改修、教育ICT環境の整備など良好な教育環境の整備に取り組んでいます。また、令和4年（2022年）1月には中学校給食を開始しました。

主な課題

◆ 確かな学力の保証

学力や学習環境の面で着実に改善が進んでいるものの、全体として全国学力・学習状況調査の結果が全国平均値を上回ることができていません。そのため、基礎学力の向上に取り組むとともに、子どもたちがこれからの社会を生き抜くために必要な非認知能力の向上に向けた取組を行う必要があります。

全国学力・学習状況調査結果の推移



◆ インクルーシブ教育システムの構築

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うとともに、障害のある子どもと障害のない子どもとが可能な限りともに教育を受けられるような取組を行う必要があります。

◆ いじめ・体罰への対応

いじめや体罰は重大な人権侵害であり、これまでにも学校への研修、指導助言等を通じたいじめ認知件数の増加や体罰根絶に向けた特別研修の実施等の取組を進めています。今後も、より一層学校や行政をはじめとする関係者が協力・連携し、児童生徒が安全・安心に過ごすことができる教育環境を確保する必要があります。

◆ 学校と地域との連携のさらなる推進

地域とともにある学校づくりへの転換が必要です。

◆ 教員が児童・生徒と向き合う時間の確保

児童生徒を取り巻く教育環境が多様化するなかで、ICTやデジタル技術を活用するなど、さまざまな業務への対応に係る教員の長時間勤務を解消する働き方改革が課題です。

◆ ICT活用指導力の向上

学校におけるICT機器を効果的に活用した学習活動の充実に向けて、教職員のICT活用指導力のさらなる向上を図る必要があります。

◆ 学校園施設の老朽化対策

学校園施設は、建築後40年を経過している校舎が約6割を占めており、経費の縮減や平準化を図りながら維持管理や更新を行う必要があります。



【主な関連計画】

■分野別マスターplan等

尼崎市教育振興基本計画（令和2年～令和6年）

- いじめ防止基本計画
- インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）
- 体罰等防止ガイドライン

■他施策で関係する主な分野別マスターplan

【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化づくりまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針

【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画

【地域福祉】あまがさき地域福祉計画 【障害者支援】尼崎市障害者計画

【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画

【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画

【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスターplan（尼崎市立地適正化計画）、尼崎市住まいと暮らしの計画

3 施策の展開方向

(1) 確かな学力の保証と健やかな体づくり

- ① 個の基礎学力の向上に向けたICT教材の活用等の推進
- ② 科学的根拠にもとづく研究等の結果の分析による政策への反映や教員の指導力の向上
- ③ 児童生徒の体力向上と学校給食などの活用による食育の推進

(2) 個に寄り添った教育の推進

- ① 個の尊厳や人権の尊重のための他人の気持ちがわかる児童生徒の育成や道徳教育の充実
- ② 研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上
- ③ 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消による安全・安心な学校園づくり
- ④ インクルーシブ教育システムによる、切れ目のない支援の充実

(3) 他者とつながる学校園づくり

- ① 幼児期に求められる5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に係る教育の充実に向けた他者とのかかわりによる後伸びする力や生きる力の育成
- ② 地域社会を担う人材創出のための地域とつながる市立高校改革の推進
- ③ 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの拡充

(4) 良好的な教育環境の確保

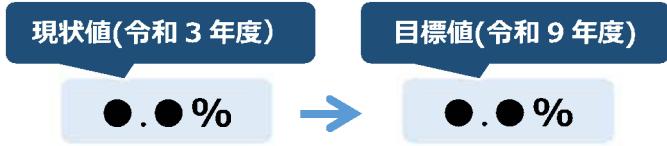
- ① 児童生徒の安全確保等のための学校園施設の適切な維持管理及び更新
- ② 教員が児童生徒と向き合う時間を確保するための働き方改革の推進
- ③ ICT環境の整備及びICT活用促進等によるGIGAスクール構想の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較



II 「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合



1 施策目標

子どもの笑顔が輝くまちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援

マタニティセミナーや子育て交流会、産後ケアなどの妊産婦への支援とともに、乳幼児健診や子どもの医療費助成拡大などの子育て期への支援を通じ、切れ目のない支援に向けて取組を進めています。

● 保育環境の整備

就労を希望する子育て家庭の増加により、保育ニーズが増加しているため、保育所の設置を進めるとともに、尼崎市保育士・保育所支援センター「あまのかけはし」を設置し、保育士の確保や市内での業務継続に向けた取組を進めています。

● 子どもの人権尊重

すべての子どもが健やかに育つ社会をめざし、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、条例の推進計画として「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（わいわいキッズプランあまがさき）」を策定するとともに、「尼崎市子どものための権利擁護委員会」を設置するなど、子どもの人権が尊重され、子ども自身の意思が最大限尊重される環境整備に取り組んでいます。

● 「いくしあ」と連携した児童相談所の設置準備

子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、子どもと子育て家庭に寄り添い、総合的な支援を進めるとともに、虐待の予防・早期発見に取り組んでいます。また、虐待への対応については、「いくしあ」などと連携した一貫性のある支援体制の構築に向け、令和8年（2026年）に一時保護機能を有する児童相談所を設置するための準備を進めています。

「いくしあ」



「ユース交流センター」



● 青少年が社会性をはぐくむための取組

ユースワークの視点を取り入れた居場所づくりなど、子ども・若者がさまざまな体験や活動を通して社会性をはぐくむための取組を進めています。

主な課題

◆ 妊産婦の孤立と支援ニーズの多様化

地域のつながりの希薄化や少子化などにより、子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加しています。また、出産年齢の高齢化による、妊娠婦の心身のリスク、産後ケアのニーズへの対応が課題です。

◆ 待機児童の解消

保育の量の確保や質の向上に取り組んでいるものの、それを上回る保育ニーズの増に対応しきれず、待機児童の解消が喫緊の課題です。

◆ 多様な支援主体との連携

子ども食堂や居場所づくりなど多様な主体による支援が広がりつつあるなか、教育、福祉、保健分野等のさらなる連携を進めるとともに、保護者、地域住民、各種団体、司法等がプライバシーに配慮しつつ、情報共有を図ることが重要です。

◆ 子どもの権利擁護と青少年への支援

児童虐待の相談件数が、年々増加傾向にあり、内容も多様化、複雑化していることからその予防対策が重要です。また、子どもや若者の声が社会に反映されるよう、意見表明などの権利を保障するとともに、大人が子ども・若者の権利について理解することが必要です。

◆ 児童福祉に携わるさまざまな人材の育成

児童福祉については、専門性が高いことから、その支援に係る人材の育成が課題です。





【主な関連計画】

■分野別マスタープラン等

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画

(令和2年～令和6年)

子ども・子育て支援事業計画

国民健康保険特定健康診査等実施計画

■他施策で関係する主な分野別マスタープラン

【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針

【学校教育】尼崎市教育振興基本計画 【地域福祉】あまがさきし地域福祉計画

【障害者支援】尼崎市障害者計画

【高齢者支援】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき

【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画

【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン（尼崎市立地適正化計画）、尼崎市住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

- ① 妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援の充実
- ② 子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備
- ③ 地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化

(2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

- ① 保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上
- ② 保育士の確保や市内での業務継続につながる支援
- ③ 子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備

(3) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

- ① 保健・福祉・医療等の連携による子どもや家庭への総合的な支援
- ② 家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進
- ③ 「いくしあ」と一体的な児童相談所の設置、運営
- ④ 発達特性やヤングケアラー等さまざまな困難を抱える子どもの理解と支援

(4) 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

- ① 多様な教育の充実に向けた教育活動の推進
- ② 子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成
- ③ 「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 子育てがしやすいまちだと感じる市民の割合

現状値(令和3年度)

●.●%

目標値(令和9年度)

●.●%

II 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合

現状値(令和3年度)

78.6%

目標値(令和9年度)

80.0%

(令和2年度実績)

1 施策目標

互いに尊重し、つながり支えあい、安全・安心に“ともにいきる”まちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 地域福祉活動の担い手づくり

将来の担い手を育成するために高校生・大学生と福祉課題に取り組む市民活動団体との協働体験の支援等に取り組むとともに、社会福祉法人等への地域貢献活動の働きかけを進めています。



(民生児童委員と一緒に見守りを行う高校生)

● 地域における見守り・ささえあいの活動の推進

尼崎市社会福祉協議会と連携し、災害時要援護者支援等の基盤となる地域住民主体の見守り・ささえあい活動を推進するとともに、地域情報共有サイト「あましぇあ」に掲載する地域の交流や集いの場、相談窓口、市民活動団体等の情報の充実に取り組んでいます。

● 社会福祉法人、企業等による地域貢献の推進

福祉避難所の指定協定や、見守り・災害時支援等の地域福祉に関する協定を締結するなど、社会福祉法人、企業、市民活動団体等が地域社会の一員としてそれぞれの強みを生かし、地域住民等と協働し、課題解決に取り組むことを推進しています。

● 保健と福祉の一体的な支援体制の整備

生活保護受給者をはじめ、支援を必要とする人が多いなかで、生活困窮者支援や障害者支援、子育て支援等、保健と福祉課題に一体的に対応する南部・北部保健福祉センターや「しごと・くらしサポートセンター尼崎」を設置し、相談支援体制の整備を行いました。



北部保健福祉センター
(塚口さんさんタウン5F)



南部保健福祉センター
(出屋敷リベル5F)



しごと・くらしサポートセンター尼崎
リーフレット

主な課題

◆ 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

地域福祉活動の担い手が見つからないことで、活動の継続が困難になる状況があります。新たな担い手の発掘・育成・支援が課題です。

◆ 支えあう意識と見守り・ささえあい活動の充実

住民同士のつながりが希薄化するなか、課題を抱えた市民の孤立や排除が懸念されています。支援が必要になつても、地域で孤立することなく暮らし続けられるよう、市民一人ひとりが他人事ではなく「我が事」としてお互いを思いやり、支えあう意識の醸成とともに、地域の福祉課題を話し合う場づくりや見守り活動等の充実が必要となります。

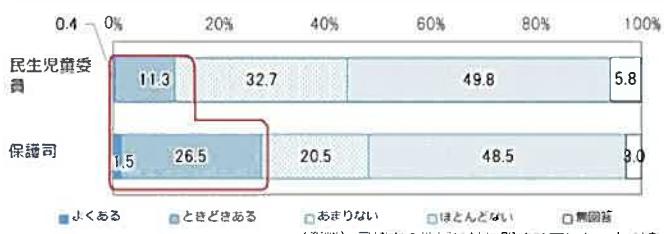
◆ 課題を抱え潜在化する市民の早期把握

支援につながりにくいごみ屋敷問題や多頭飼育問題を抱えた世帯の増加、近年ではヤングケアラーといった課題が顕在化するなど、いわゆる制度の狭間の課題が増加しています。こうした課題を抱えた市民を、課題が深刻化する前に発見し、支援につなげるアウトリーチ等の仕組みづくりが課題です。

◆ 複雑・複合化した課題への対応

8050問題、ダブルケア等の一つの支援機関や制度では解決できない複雑・複合化した課題が増え、これまでの分野ごとの制度を中心とした支援体制では迅速な対応や課題解決が困難となっています。各分野の制度を最大限活用するとともに、さまざまな地域資源と連携することにより包括的な支援体制を構築することが求められています。

民生児童委員、保護司の把握する複数の課題が重なる支援困難事例



◆ 権利擁護支援の推進

認知症や障害等により財産管理や地域での日常生活等に支障のある方等の権利擁護に向けた、さらなる制度の周知や活用の支援が重要です。



【主な関連計画】

■分野別マスターplan等

あまがさきし地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)

■他施策で関係する主な分野別マスターplan

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスターplan（尼崎市立地適正化計画）、尼崎市住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 「ささえあい」を育む人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり

- ① 福祉学習の推進
- ② 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援
- ③ 地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり
- ④ 地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実

(2) 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

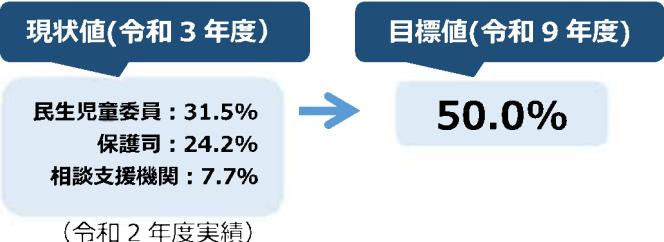
- ① 複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実
- ② 本人の意思決定を尊重し、自分らしく生きていくための成年後見制度利用促進等による権利擁護の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 困りごとを抱えている人を「ほっとかない」と回答した市民の割合



II 支援において「スムーズに連携できている」と回答した支援関係者等の割合



1 施策目標

誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会をめざします

2 現状と課題

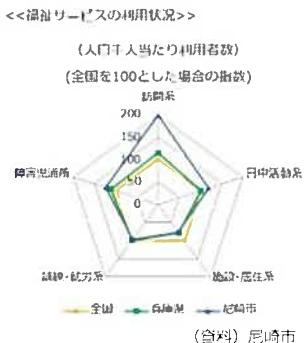
現状（成果）

● 地域生活を支えるサービスの充実と適性化

本市の福祉サービスの利用は、周知が進んだこともあり増加しています。特に訪問系のサービスについては全国や兵庫県の水準と比べても充実しており、障害のある人の地域生活を支えています。なお、サービスの提供に当たっては、利用計画の作成やガイドラインの運用等を通じ、その適正化を進めています。



「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」



● グループホームの整備

障害者施策に関する法制度が整備されるなか、多様なニーズに対応したさまざまなサービスが追加されています。本市においても、それらへの対応やグループホームの整備を進めることで、障害のある人の地域での自立生活を支援しています。

● 就労や活動機会の創出による社会参加への支援

障害のある人や支援者等と一緒にになって、地域交流の場となる「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」や障害者就労施設の製品の販売会（尼うえるフェア等）を開催するなど、障害のある人の地域活動と社会参加を支援しています。

● 地域生活の支援体制とネットワークの構築

相談支援体制を充実するなど、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点）やそれら支援機関等によるネットワークづくりを進めています。

● 当事者とともに進める障害者施策

本市の障害者施策については、障害のある人との話し合いやアンケートを行い、日常生活やサービス利用の状況、障害やからだのこと、日々の困りごと等について、丁寧に意見を聞きながら、その取組を進めています。

主な課題

◆ 重度化・高齢化への対応

地域での自立生活の支援に向けて、その住まいの場となるグループホームについては、今後も高まる利用ニーズや障害のある人の重度化・高齢化への対応が課題です。

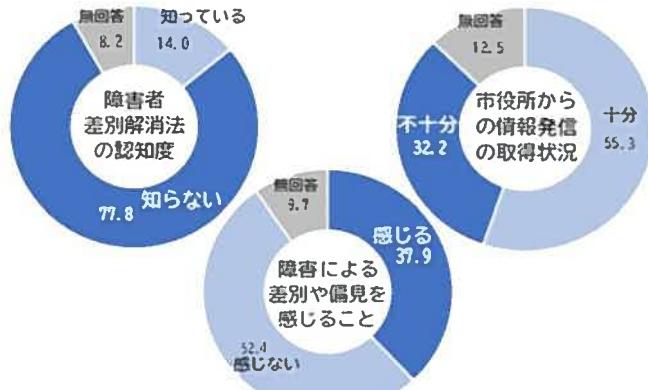
◆ 支援体制ネットワークの充実

障害のある人やその家族、地域で支援に携わる人たちが参画する会議等では、さまざまな障害や多様なニーズに対応していくため、地域生活支援拠点のさらなる機能充実を求める声が多くなっています。

◆ 情報支援の充実と権利擁護

本市では、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」や「尼崎市手話言語条例」を制定し、差別の解消等に向けた取組を進めています。一方で、障害のある人を対象としたアンケート結果では、依然として、「障害者差別解消法（合理的配慮の提供等）」の認知度が低く、また、市役所からの情報を十分に取得できていない状況等があることからその対策が課題です。

障害のある人を対象としたアンケート結果



(資料) 福祉に関するアンケート調査



【主な関連計画】

■分野別マスタープラン等

尼崎市障害者計画（令和3年～令和8年）

尼崎市障害福祉計画

■他施策で関係する主な分野別マスタープラン

【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくり計画、尼崎市国際化基本方針

【学校教育】尼崎市教育振興基本計画 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画

【地域福祉】あまがさきし地域福祉計画

【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画

【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン（尼崎市立地適正化計画）、尼崎市住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり

- ① 障害につながる病気等の早期発見や予防など健康づくりへの支援
- ② 必要なサービスの提供や質の向上、相談支援の充実など自立した生活への支援

(2) 生きがいをもって自分らしく暮らすことができる環境づくり

- ① 障害のある子どもへの発達相談や療育・訓練など育ちや学びへの支援
- ② 一人ひとりの適性に応じて能力を発揮できる多様な就労への支援
- ③ 必要な住まいの確保や外出の支援など地域で暮らすための支援
- ④ さまざまな催しの情報発信や参加機会の確保など地域交流や活動への支援

(3) ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり

- ① 障害特性に配慮した避難支援や情報伝達など安心した暮らしへの支援
- ② 障害を理由とした差別の解消や虐待の防止など権利擁護に向けた支援
- ③ 障害特性に応じた意思疎通や必要な配慮など情報取得・伝達への支援

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 障害のある人が日常生活を送るために
地域の環境が整っていると感じる市民の
割合

現状値(令和3年度)

39.7%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年度)

50.4%

II 市内のグループホームの定員数

現状値(令和3年度)

497人

(令和2年度実績)

目標値(令和9年度)

700人

1 施策目標

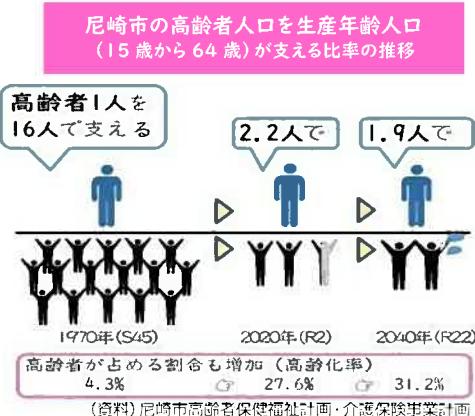
高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で多様な暮らし方ができるささえあいのまちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 高齢者数の増加

本市の高齢者数や要支援・要介護認定者数が増加傾向にあり、令和22年（2040年）には、高齢者数が約13万人となり、要支援・要介護認定者数も増加する見込みです。



● 介護予防活動の推進

介護予防に関心のある高齢者の割合が高いことからも、「いきいき百歳体操」や「フレイルチェック会」などの活動を通じ、身体機能や認知機能の低下等を予防し、高齢者が能力を発揮できるような支援体制づくりを推進しています。

● 認知症施策の推進

「認知症あんしんガイド」を活用し、認知症に関する取組や認知症への正しい理解の周知を進めるとともに、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」を開始するなど、認知症の人やその家族が、地域で安心して生活し、外出できる環境づくりに取り組んでいます。

● 高齢者を支える地域や介護保険サービスの基盤づくり

介護保険制度の持続可能性を維持するなかで、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう生活支援コーディネーターによる地域のささえあい活動支援や地域包括支援センターを中心とした「気づき支援型地域ケア会議」の実施など、高齢者を支える地域づくりや介護保険サービスの基盤づくりに取り組んでいます。

● 医療・介護の連携

医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」を中心に各種連携施策の推進に努め、在宅生活を支援しています。

主な課題

◆ 単身高齢者の増加と孤立

近所に相談できる人が少なく、孤立する単身高齢者の増加が見込まれるなかで、地域によるささえあい活動を広げるなど、地域のつながりの希薄化への対応が課題となっています。

◆ 主体的な介護予防への支援

高齢者の介護予防への関心だけでなく、介護予防活動への取組に対し主体性を発揮できるよう、老人福祉センターや地区体育館の整備事業などにより、高齢者の「運動」、「栄養」、「社会参加」を支えるさまざまな場や機会の提供が重要です。

尼崎市の要支援・要介護者数のこれからの見込み



◆ 認知症予防(早期発見・対応)の推進

高齢者の集いの場における認知症サポートー養成講座の実施に引き続き取り組むとともに、医師会や認知症疾患医療センター、地域包括支援センターと連携し、本人が認知症を受け入れやすくなるための環境づくりや啓発を進め、早期発見・対応につなげることが重要です。

◆ 活躍の場の拡大

高齢者が生きがいを得られるよう、ささえあい活動への支援や就労の機会を拡充し、今後増加が見込まれる高齢者の活躍の場を広げていくことが重要です。

◆ 介護人材の確保・定着に向けた支援

介護が必要になっても高齢者自らが望む場所で安全・安心に暮らすために、高齢者を支える担い手の確保等が課題です。



【主な関連計画】

■分野別マスタープラン等

**尼崎市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画**
(令和3年度～令和5年度)

■他施策で関係する主な分野別マスタープラン

【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
 【地域福祉】あまがさきし地域福祉計画
 【障害者支援】尼崎市障害者計画
 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン（尼崎市立地適正化計画）、尼崎市住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 介護予防の取組や認知症施策の推進

- ① 住民主体の介護予防の実践に向けた情報発信や活動支援
- ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ③ 認知症の正しい理解の普及・啓発や認知症予防の推進
- ④ 認知症の人やその家族の支援の強化

(2) 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり

- ① 地域で支える高齢者支援の推進や身近な集いの場の充実
- ② 高齢者の多様な就労活動等の推進や高齢者の社会参加の促進
- ③ 高齢者の権利擁護や虐待の防止に向けた啓発等の推進
- ④ 高齢者の多様な住まいの質と量の確保・在宅生活を支える支援の充実
- ⑤ 医療・介護連携等の包括的な支援体制づくりや複雑化・複合化するニーズへの対応力強化
- ⑥ 介護保険サービスの質の向上と介護従事者の確保・定着等の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 生きがいを持つ高齢者の割合

現状値(令和3年度)

61.5%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年度)

75.9%

II 認知症サポーターの数

現状値(令和3年度)

23,297人

(令和2年度実績)

目標値(令和9年度)

45,474人

1 施策目標

市民の健康寿命の延伸をめざします

2 現状と課題

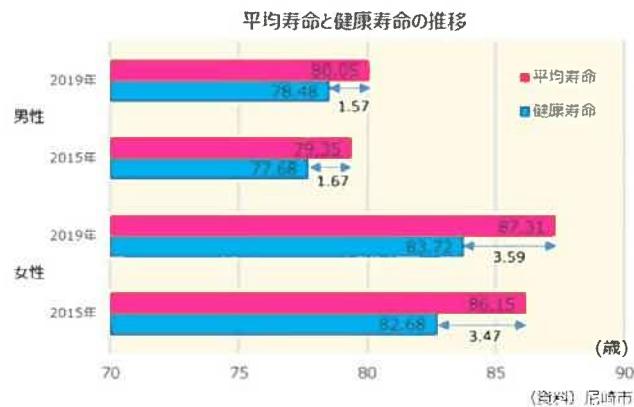
現状（成果）

● 健康を取り巻く状況

「地域いきいき健康プランあまがさき」を策定するとともに、「尼崎市医師会」等の関係団体と連携しながら、こころとからだの健康課題に包括的に取り組んでいます。

● ヘルスアップ尼崎戦略の推進

ライフステージに応じた健康づくりへの支援として『ヘルスアップ尼崎戦略』を全庁横断的に推進し、各種健・検診の受診勧奨を進めています。こうした「対処」から「予防」の取組へと転換し、健康寿命の延伸とともに、結果としての医療費・介護給付費等の適正化もめざしています。



● 市内全域で歩きたばこを禁止した「尼崎市たばこ対策推進条例」の制定

平成30年（2018年）に「尼崎市たばこ対策推進条例」を制定し、改正健康増進法の趣旨を踏まえながら、地域と連携し一体となって受動喫煙防止に努める取組を進めています。

● 感染症対策や食品・環境衛生の取組

保健所と衛生研究所が連携し、積極的疫学調査やデータ分析を行うことで感染症の拡大防止を図るとともに、必要な医療等を提供するための取組を着実に進めています。また、食品衛生や環境衛生など衛生的な生活環境の確保に努めています。

● 基金の設置など動物愛護の取組

地域における動物愛護及び適正飼養等の推進のため、動物愛護基金を活用するとともに、市民・事業者等と協働で取組を進めています。

主な課題

◆ 市民の健康に関するデータの分析・検証と活用

ヘルスアップ尼崎戦略を進めてきたことによる健診データなどの分析を進め、さらなる効果検証を行うことで、今後の取組につなげることが必要です。

◆ 受診率の向上に向けた取組

本市においては、全年齢の死因として、悪性新生物や心疾患の割合が高いことから、引き続きこれらの疾病予防に向けた各種健・検診の受診率の向上が喫緊の課題です。

悪性新生物の年齢調整死亡率（人口10万対）



◆ たばこ対策のさらなる推進

「尼崎市たばこ対策推進条例」にもとづいて、受動喫煙防止の取組を進めているものの、路上喫煙禁止区域の拡大や、歩きたばこ禁止の周知・徹底などが課題です。

◆ アスベスト健康被害への取組

アスベストによる健康不安を感じている方に健康相談や検診を実施するとともに、石綿健康被害に係る救済制度の周知等に努めるなど、引き続き支援が必要です。

◆ 一次救急医療体制の機能充実

一次救急医療体制のさらなる機能充実のため、休日夜間急病診療所の老朽化や感染症への対策を見据えた環境整備が必要です。

◆ 地域との協働に向けた環境づくり

市民主体の健康づくりや多頭飼育問題の予防と早期発見のため、市民・事業者等と連携するとともに、それぞれが主体的に行動できる環境づくりが重要です。



【主な関連計画】

■分野別マスタープラン等

地域いきいき健康プランあまがさき(平成30年度～令和5年度)

- 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 食育推進計画
- 生活習慣病予防ガイドライン

■他施策で関係する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさきし地域福祉計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画

3 施策の展開方向

(1) 生活習慣病予防対策（ライフステージに応じた健康づくりへの支援）

- ① 健康寿命の延伸をめざし、結果としての医療費・介護給付費等の適正化に向けた、全庁横断的な生活習慣病に係る取組の推進
- ② 妊婦、乳幼児を対象とした事業や学校教育等での健康に関する学習機会を通じた「望ましい生活習慣を選択できる力を早期から獲得するため」の取組
- ③ 各種健・検診事業等を通じた「予防可能な病気を発症させない、重症化させないため」の取組の推進
- ④ 各種健・検診や介護予防事業等を通じた「介護を要する状態にさせない、軽度を重症化させないため」の取組の推進

(2) 地域や団体等と取り組む健康づくり（ライフステージに応じた健康づくりへの支援）

- ① 市民・事業者等と連携し、誰もが健康行動を起こすことができるまちづくりの推進
- ② 地域で生涯にわたる健康づくり活動に携わる人材育成
- ③ 生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育の推進
- ④ こことからだの健康回復や療養のための支援

(3) 健康で安全・安心なくらしを確保するための体制の充実

- ① 感染症の発生予防及びまん延防止対策や、行政検査の迅速かつ正確な実施による感染症の拡大防止に向けた取組の推進
- ② 平時及び災害時等の緊急時における安定的かつ安全・安心な救急医療体制等の確保
- ③ 食の安全・安心の確保のため、事業者のHACCP定着促進や、関係機関との連携による、広域的な食中毒の防止に向けた取組の推進
- ④ 多頭飼育問題が引き起こす飼い主の生活状況の悪化や孤立、周辺の生活環境への影響を回避するための、地域等と連携した動物愛護行政の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

現状値(令和3年度)

I 健康寿命の延伸

男性 △1.57歳
女性 △3.59歳

目標値(令和9年度)

平均寿命の増加分を
上回る健康寿命の増加

(令和元年度実績)

*指標の数値は健康寿命と平均寿命の差

1 施策目標

防犯、交通安全など身近な安全・安心が実感できるまちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 犯罪認知件数の激減

発生件数の多かった街頭犯罪（ひったくり、自転車盗）に対し、警察等と連携しまさざまな取組を進めたことで、大幅に本市の治安は改善しています。一方で、特殊詐欺については増加傾向にあります。



● 防犯カメラの効果的な活用

可動式防犯カメラの設置運用や地域団体への設置補助など、地域、民間設置のカメラと一緒に取組を進め、限られた財源のなかで効果的に防犯力の向上につなげています。

● 状況に応じた対応を可能とする防犯戦略の策定

これまでの防犯事業で培ってきたノウハウを生かし、犯罪や緊急時の状況に応じた対応方針を定めた防犯戦略を令和2年度（2020年度）に策定しました。

● 消費生活相談は増加傾向

消費生活相談件数は平成25年（2013年）の3,392件から令和2年（2020年）の3,687件へ約8%増加しており、なかでもインターネット関連の相談が増加しています。

● 交通人身事故認知件数の減少

交通人身事故認知件数は平成25年（2013年）の2,441件から令和2年（2020年）の1,352件へ約45%減少していますが、県の減少率を下回っています。

● 自転車の都市課題を都市魅力に

駅前の美観を損ねていた不法駐輪対策を集中的に進めるなどし、放置自転車台数は激減し、盗難台数の減少にもつながるなど、自転車政策における「都市課題」は改善が進んでいます。

主な課題

◆ 戰略的な防犯対策の継続

引き続き防犯戦略にもとづき防犯事業を進めていきますが、今後の市域の犯罪発生状況に応じ、方針を見直しながら迅速かつ柔軟に対応していくことが重要です。

◆ 時代の変化に応じた消費者トラブルの対応

高齢者や成年年齢が引き下げられる若年者などの消費者被害に遭いやすい市民に対し、今後さらに増加が見込まれる電子商取引における消費者トラブルなどでの対応が課題となっています。また、さらなるデジタル化の進展によるサービスの多様化に伴い、新たな消費者トラブルが発生した際にも対応していく必要があります。

◆ 超高齢社会等に対応した交通安全対策

さらなる交通事故の減少に向けて交通事故の多い就業者層や高齢者層をはじめ、人口増加がみられる外国籍住民など多様な市民に対する交通ルールの周知や啓発が求められます。

◆ 新たなモビリティへの安全対策

1~2人乗り程度の超小型自動車や電動キックボードなど、新技術の進展を見据えた安全対策の検討が必要です。

◆ 自転車を魅力に変える取組の具体化

引き続き不法駐輪等の課題解決に取り組みつつ、自転車を「都市魅力」へと変える、観光、環境、健康等の具体的な事業の検討と、それらを支える道路や駐輪場の整備といった基盤づくりが課題です。



阪急武庫之荘駅前の様子



◆ ルール遵守やマナー向上の取組の拡大

犯罪情勢が一定改善しているなか、自転車の運転、ごみの分別、ポイ捨て、喫煙などのルール遵守やマナー向上の取組が必要となっており、現行のルール遵守の取組の継続のほか、市の魅力向上の観点から、マナー向上の取組の拡大や体制の整備が必要です。



【主な関連計画】

■分野別マスタープラン等

- 防犯戦略
- 交通安全計画
- 自転車のまちづくり推進計画
- 自転車ネットワーク整備方針

■他施策で関係する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン（尼崎市立地適正化計画）、尼崎市住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成

- ① 市域の犯罪状況に応じた取組の推進
- ② 時代の変化に応じた交通安全施策の推進
- ③ 時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実

(2) 自転車のまちづくりの推進

- ① 自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進
- ② 計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備
- ③ 市立駐輪場の老朽化対策の推進
- ④ 夜間、土日の迷惑駐輪対策の推進

(3) ルール遵守やマナー向上

- ① ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 尼崎市の防犯、交通安全などの面で安心感を持っている市民の割合



II 尼崎市がルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになったと感じている市民の割合



1 施策目標

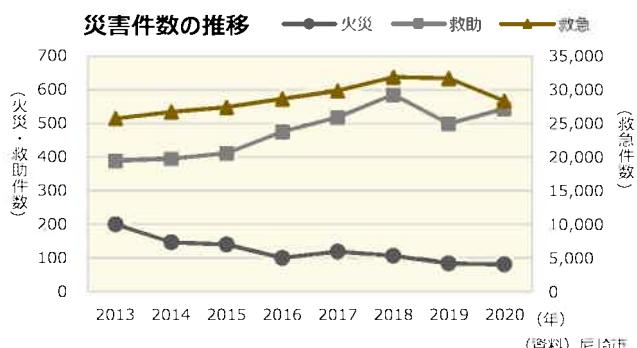
災害に備え、市の消防・防災体制を整備するとともに、市民、事業者等との連携により、迅速かつ的確に対応する高い地域防災力を持つまちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 災害状況（火災・救助・救急）の変化

高齢化の進行に伴い、救急件数の増加や室内における閉じ込め救助件数の増加傾向がみられます。また建物の不燃化など生活様式等の変化や、市や警察での防火・防犯事業の取組強化などにより、火災件数は減少傾向となっています。



● 消防体制を取り巻く社会情勢の変化

地域防災の担い手である消防団員数の減少や、消防活動拠点である消防署所の老朽化が進んでいます。

● 市の防災体制における基盤づくり

防災担当部局の設置など市の組織体制の整備、ハザードマップや各種マニュアルの作成、平成30年度（2018年度）の台風被害における情報管理上の教訓をもとに、災害情報を一元的に集約・共有する災害マネジメントシステムを導入するなど、防災体制の基盤づくりは一定構築してきています。

● 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進

避難行動要支援者名簿を作成し、民生児童委員・自主防災組織等への提供、高齢者等見守り名簿情報等を一体的に管理運用する要支援者システムの導入、福祉避難所の指定とともに、令和2年度（2020年度）から5地区の自主防災組織と避難行動要支援者ごとの個別避難計画の試行的作成を進めています。

主な課題

◆ 社会情勢に柔軟に対応できる消防体制の構築

高齢化に伴う救急件数のさらなる増加への組織的対応と、救急の適正利用の啓発、また人口減少に伴う消防署所の適正配置の検討が課題です。

◆ 火災予防の取組の推進

火災発生の未然防止、被害の軽減のため、引き続き消防法令違反対象物の是正を推進していくことが必要です。

◆ 消防力維持・向上のための人材育成

火災件数の減少による現場経験不足を補うため、消防職員に対する各種訓練の充実化による人材育成と地域防災の要である消防団員を確保するための方策の検討が課題です。

◆ 大規模災害への継続した備え

南海トラフ巨大地震に伴う津波や、異常気象に伴う高潮・豪雨に備え、引き続き市の防災体制や関係機関との連携の強化、防災訓練や災害用備蓄品など、日常からの対策を充実させていくことが必要です。

◆ 災害情報の確実な伝達

これまで構築してきた多層的な情報伝達手段を効果的に活用し、災害情報の確実な伝達や市民の避難行動につなげていくことが課題です。

◆ 要配慮者（災害時要援護者）の避難支援

要配慮者（災害時要援護者）の避難支援体制づくりには、地域住民・福祉専門職等との連携や、災害時に支援・配慮を要する人が安心して避難できるように、多様な避難先の確保や避難所運営等に係る手順の整理を行うとともに、市民への効果的な周知が課題です。



【主な関連計画】

■ 分野別マスターplan等

尼崎市地域防災計画（毎年度改定）

水防計画

新型インフルエンザ等対策行動計画

避難行動要支援者避難支援指針

尼崎市国民保護計画（隨時改定）

■ 他施策で関係する主な分野別マスターplan

【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
【学校教育】尼崎市教育振興基本計画

【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画

【地域福祉】あまがさきし地域福祉計画 【障害者支援】尼崎市障害者計画

【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画

【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスターplan（尼崎市立地適正化計画）、

尼崎市住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 消防力の充実

- ① 各種災害に柔軟に対応できる消防・救助・救急体制の充実
- ② 消防法令違反処理の実効性向上や、効果的な査察を推進するための予防査察体制の強化
- ③ 消防団組織の活性化と消防団員が活動しやすい環境づくりの推進
- ④ 消防署所の適正配置による持続可能な消防体制の確保

(2) 地域防災力の向上

- ① 大規模災害時の防災体制について整備を進めるとともに、市民、事業者、民間団体、行政機関等との連携を強化し、防災の取組を推進
- ② 社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知
- ③ 大規模災害や感染症まん延下での災害を想定した対応訓練の充実強化
- ④ 災害情報の確実な伝達・拡散の推進、取得した情報による市民の多様な避難行動等の促進
- ⑤ 個別避難計画の着実な作成や多様な避難先の確保等による災害時要援護者支援の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 尼崎市の消防・防災体制に対して安心感を持っている市民の割合

現状値(令和3年度)

79.7%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年度)

90.0%

II 自ら防災情報を取得している市民の割合

現状値(令和3年度)

88.3%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年度)

100.0%

1 施策目標

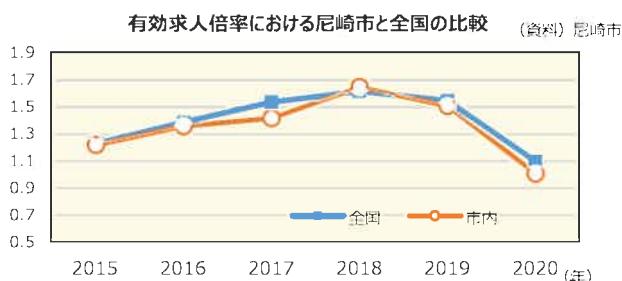
社会や時代の変化に柔軟に対応し、地域経済の持続的な発展を推進することで市民生活の向上をめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 新型コロナウイルス感染症による経済への打撃

新型コロナウイルス感染症の影響で地域経済の停滞や市民生活に甚大な影響を及ぼしています。



● 減少傾向にある市内事業者数など

本市産業の中核を担う製造業等の事業所数、従業員数ともに減少傾向にあるなか、災害による事業中断・廃業の恐れがあります。また、営農者も減少傾向にあります。

● 電子地域通貨「あま咲きコイン」の導入

電子地域通貨「あま咲きコイン」を導入し、地域内経済（商業）の活性化、SDGsの推進等に努めています。また、「あまがさき SDGs パートナー」として SDGs に積極的に取り組む企業を登録・周知し、市内の SDGs 達成に向けた取組を進めています。

● インターンシップなどを通じた人材育成支援

労働力人口（特に若者）の減少と企業での従業員不足の状況が生じているなか、長期実践型インターンシップを実施し、学生の社会人としての基礎的な能力の向上と、企業の課題解決や社内人材育成の一助となる取組などを進めています。

● 観光のまちづくり

平成 29 年度（2017 年度）に設立したあまがさき観光局を核として多様な主体が連携し、尼崎城を含む阪神尼崎駅周辺地域を重点的に観光地域づくりの取組を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客数が減少しています。

主な課題

◆ イノベーション促進に向けた環境づくりの強化

既存事業者の成長分野への展開や第二創業支援、脱炭素や SDGs などをビジネスチャンスととらえた新たなイノベーション創出や、競争力の向上に向けた、各事業者のニーズや時宜に応じた環境づくりの強化が課題です。

イノベーションにチャレンジする人や事業所数



◆ 製造業等の支援

主力である製造業においては、事業所数、従業員数とも減少しており、生産活動の向上に資する対策を進めることが課題です。

◆ 市内での事業継続の支援

産業の新陳代謝の視点を踏まえつつ、市内での事業継続や事業承継を望む経営者に対しては、災害等による事業中断や廃業を防ぐ、早急な支援を進めることが課題です。

◆ あま咲きコインの効果的な活用

地域内の経済循環の促進に向けた、電子地域通貨「あま咲きコイン」の利用拡大と、地域に根差した持続可能な仕組みづくりが課題です。

◆ 職住近接を生かしたきめ細やかな雇用就労支援

企業では従業員不足の一方で、さまざまな属性の求職者がいるなか、的確なマッチングを進めることが当面の課題ですが、雇用情勢等に柔軟に対応する支援策を進めることができ、尼崎における職住近接を実現するためには重要です。

◆ 市内産業としての観光の育成

観光を市内産業として育てるため、観光需要回復を見据えた事業の検討や観光関係者との連携が課題です。また、阪神尼崎駅周辺のエリアが一体となった賑わいの創出が重要です。

◆ 営農支援

市内農業者が営農を継続できるようにするために、認定農業者制度の推進や新たな担い手による農地活用など、各農業者のニーズに応じた持続的な支援が重要です。



【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

創業支援事業計画

「今後の市場のあり方」基本方針

尼崎版観光地域づくり推進指針

尼崎市商業立地ガイドライン

■ 他施策で関係する主な分野別マスタープラン

【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針

【学校教育】尼崎市教育振興基本計画

【地域福祉】あまがさき地域福祉計画

【障害者支援】尼崎市障害者計画

【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画

【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画

【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン（尼崎市立地適正化計画）、尼崎市住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) イノベーションの促進に向けた環境づくり

- ① 脱炭素や SDGs など成長分野への事業展開等に向けた産学公融ネットワークの強化
- ② 新製品の開発や IoT 化の導入等の支援など、製造業等のイノベーションの促進支援
- ③ スモールオフィス機能（ハード）や創業塾等（ソフト）を活用した創業支援の充実による市内起業の促進

(2) 地域経済の活性化や循環の促進

- ① あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進
- ② 事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成
- ③ 市内産野菜「あまやさい」の PR など市内農業者の営農環境の充実
- ④ 生鮮食料品等の安定供給・取引の適正化

(3) 雇用就労の充実

- ① 企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援
- ② 労働者のスキルアップによる生産性の向上

(4) 観光振興による地域経済の活性化と魅力向上

- ① 観光重点取組地域（尼崎城を含む城内地区、寺町、中央・三和商店街周辺）のまちづくりの推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I イノベーションに向けて新たな事業にチャレンジする人や事業所数

現状値(令和 3 年度)

2,302 人・社・件

(平成 27 年度～令和元年度の累計)

目標値(令和 9 年度)

2,500 人・社・件

(令和 5 年度～令和 9 年度の累計)

II 尼崎市内有効求人倍率の全国との比較

現状値(令和 3 年度)

1.01

(令和 2 年度実績)

目標値(令和 9 年度)

全国有効求人倍率
を上回る

1 施策目標

市民、事業者等と一緒に環境問題に取り組み、良好な環境を次の世代へ継承します

2 現状と課題

現状（成果）

● 脱炭素社会に向けた尼崎市気候非常事態行動宣言の表明

令和32年（2050年）までにCO₂排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現をめざし、尼崎市気候非常事態行動宣言を表明しました。目標達成のため、中間の時期である令和12年（2030年）におけるCO₂排出量を、平成25年（2013年）比で概ね半減することをめざしています。

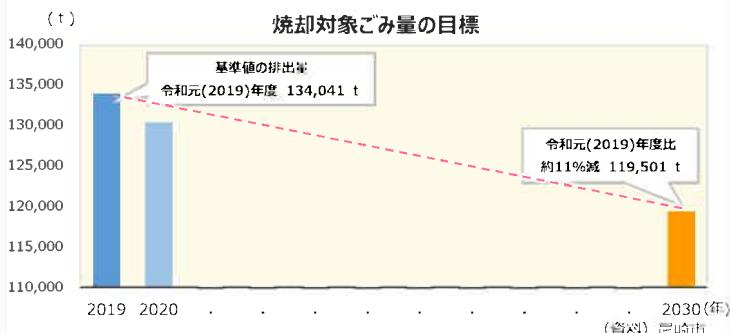
● 本市の環境学習・啓発の取組

あまがさき環境オープンカレッジなど協働による環境学習・啓発を行っているほか、森林環境譲与税を活用した「木育」や、学校教育における環境教育にも取り組んでいます。

● 循環型社会をめざし、一般廃棄物処理基本計画を策定

市民・事業者等とともに取組を進め焼却対象ごみが減少傾向にあるなか、令和3年（2021年）3月に循環型社会の形成をめざし、一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

計画では令和12年度（2030年度）までに焼却対象ごみ量を令和元年度比11%削減することを目標とし、あわせて老朽化しているごみ処理工場等を集約化し、令和13年度（2030年度）稼働を目指し新ごみ処理施設を整備する予定としています。



● 大気汚染など環境問題への取組

過去に見られた大気汚染、水質汚濁等の状況は市民・事業者等との取組により改善されていますが、日常の環境監視等により保全に努めています。

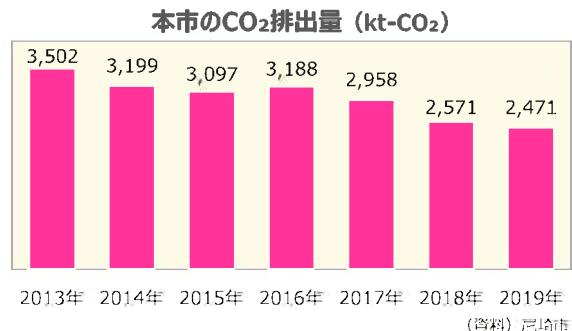
● 自然や生き物の大切さについての啓発

臨海部における尼崎21世紀の森づくりなど、市民団体との協働による生物の生息・生育環境を維持・保全する取組が行われています。また、生産基盤である農地面積は少しづつ減少していますが、「都市にあるべき農地」として農地保全に取り組んでいます。

主な課題

◆ 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

脱炭素社会の実現に向け、省エネ対策に加え、CO₂の排出を伴わないエネルギーの普及拡大が課題です。既存の社会システム・インフラを変革していくために経済的・技術的な課題にも対応しながら脱炭素社会に移行する必要があります。



◆ 循環型社会の実現に向けた取組の推進

目標達成を前提とした新ごみ処理施設の整備が控えるなか、より一層のごみ減量を進めることが課題です。また、ごみ減量の取組のなかで、食品ロスやプラスチックごみの削減、さらにはサーキュラーエコノミーの実現といった世界的な課題にも対応していく必要があります。

◆ 環境学習・啓発を行動変容につなげるために

わたしたちの日々の行動が地球規模の環境問題とつながっていることを知り、環境学習・啓発や環境教育によって学んだ知識を行動に反映させていくために効果的な施策を進めることができます。

◆ 新たな公害を発生させないために

過去の大気汚染などの歴史の教訓を生かし、引き続き環境改善に向けた取組を推進しつつ、予防的に環境問題に取り組んでいくことが必要です。

◆ 生物多様性の保全・創出に向けて

生物に関する取組については、社会経済活動や日常生活はさまざまな生物多様性の恩恵に大きく依存していることなど、生物多様性の保全・創出の意義への理解を広げることが課題です。



【主な関連計画】

■分野別マスタープラン等

尼崎市環境基本計画（平成 26 年度～令和 5 年度）

地球温暖化対策推進計画

一般廃棄物処理基本計画

■他施策で関係する主な分野別マスタープラン

【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針

【学校教育】尼崎市教育振興基本計画

【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画

【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン（尼崎市立地適正化計画）、

尼崎市住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 脱炭素社会の形成

- ① 環境配慮型建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減
- ② 再エネ設備の導入促進など CO₂の排出を伴わないエネルギーへの転換の推進
- ③ 環境教育の内容の充実化や、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援

(2) 循環型社会の形成

- ① 社会的課題の解決にも寄与する食品ロスやプラスチックごみの削減などリデュースを中心とした 3R（発生抑制、再使用及び再生利用）によるごみ減量の推進
- ② ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進
- ③ 安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築

(3) 環境の保全

- ① 環境監視と規制、立ち入りによる指導
- ② 自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 市域における CO₂排出量

現状値(令和 3 年度)

2,471 kt-CO₂

目標値(令和 9 年度)

2,057 kt-CO₂

II 燃却対象ごみ量

現状値(令和 3 年度)

130,463t

目標値(令和 9 年度)

123,466t

(令和 2 年度実績)

*一般廃棄物処理基本計画の基準値（R1）と目標値（R12）を直線で結んだ時の R9 の値を採用

施策 13 都市機能・住環境

1 施策目標

くらしと産業を支える都市基盤をもとに、快適で魅力あるまちと住まいの実現をめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● さまざまな地域特性と土地利用の変化

駅周辺、商店街がある地域、工場がある地域、農地がある地域など、さまざまな特性を持つ地域が共存しています。

市内には工業系の地域が多く、産業都市である一方、近年は工場跡地の大規模な住宅開発が進むなど、住宅都市の側面が高まっており、改めて職住近接の魅力が見直されています。

● 都市景観の向上

かつての工業化による繁栄の反面、まちなみの煩雑さや公害によるマイナスイメージを一新するため、全国的にも早期に都市美形成計画を策定し、市民・事業者等と協力し、景観の改善に取り組んできました。

また、「緑の基本計画」を策定し緑を通じてまちの満足度を高めるため、緑化の促進や緑化活動にも積極的に取り組んでいます。

● 計画体系の見直し

分野別計画の位置付けの再確認を行い、計画間連携を強化するため、都市計画審議会に、住宅政策、公園緑地、都市美、住環境整備に関する4つの審議会の機能を統合する条例改正を行いました。特に、住宅マスタープランの改定においては、従来からのハード整備の視点に加え、くらしというソフトの視点を取り入れた新たな計画として、令和2年度に「尼崎市住まいと暮らしのための計画」を策定しました。

● 密集市街地の改善

工業都市として発展するなか、労働者用の住宅が多数建設され、現在もその地域では密集市街地として残っており、改善に向けて中長期的に取り組んでいます。

● 高い交通利便性

大都市近郊という立地の良さや、公共交通等の環境が一定整備され交通利便性が高いといった特性を持っていますが、高齢化や働き方の変化といった社会構造やライフスタイルの変化に伴い、移動ニーズが多様化しています。

● 都市基盤の老朽化への対応

早くから市域全体が発展したことを背景に、道路・上下水道・公園等の都市基盤の多くが更新時期を迎えており、古い建物や空き家も多く存在しています。

主な課題

◆ 地域の特性を生かしたまちづくり・まち育て

地域の特性に応じた、土地利用の誘導や住環境の向上、操業環境への配慮、暮らしぶりやまちの魅力の発信（プランディング）を進める必要があります。そのためには市民・事業者等と連携やその仕組みづくりが不可欠です。

駅前広場や公園・道路などの公共空間が、誰もが利用しやすく居心地のよい場となるような使い方の検討・工夫、整備等が必要です。



◆ 地域や社会状況に応じた都市景観と緑化

都市計画上の用途地域に応じた景観づくりに取り組んでいますが、地域の望むまちなみに向か、市民・事業者等と連携し、景観向上に取り組む必要があります。

また、緑化政策においては、人口減少を鑑み、樹木等の維持管理の観点も踏まえ、適正な量、質を検討し進めていく必要があります。

◆ 魅力的な住環境に向けた空き家、密集市街地の対策

今後の人口減少、高齢化に伴い空き家が増加する見込みであるため、住宅ニーズの変化に対応した住宅政策を、密集市街地の改善などとあわせ、市民・事業者等と連携し、取組を進める必要があります。

◆ 戰略的な交通政策

市の特性を生かした魅力あるまちづくりに向け、人の移動に影響を与える土地利用の変化を捉え、多様化する移動ニーズにも対応した総合的かつ戦略的な交通政策を推進していく必要があります。

◆ 都市基盤整備における社会的課題への対応

都市基盤の老朽化に対し、日常の適切な維持管理を行いつつ計画的な更新を進める必要があります。また、更新の際は、環境負荷の軽減を意識するとともに、誰もが使いやすく、災害時に強いまちをめざし、行政が行う直接的な整備だけでなく、民間主導の取組を誘導するなど、ソフト面の取組も必要です。

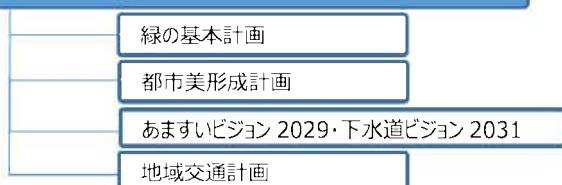


【主な関連計画】

■分野別マスターplan等

尼崎市都市計画マスターplan（尼崎市立地適正化計画）（～令和5年度）

尼崎市住まいと暮らしのための計画（令和3年度～令和12年度）



■他施策で関係する主な分野別マスターplan

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画

3 施策の展開方向

(1) エリアプランディングの推進

- ① 多様な主体と連携したまちづくりの誘導、地域の特色を生かした事業等の実施
- ② 利用しやすさを意識した、分野横断的な公共空間の利活用の推進
- ③ 地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上

(2) 豊かな住生活の実現

- ① 安全に安心して住み続けられる住まいと住環境の実現
- ② 持続性のある住宅ストックの形成

(3) 良好な都市環境の整備

- ① 予防的視点を踏まえた、計画的・効率的なインフラの整備
- ② 景観への影響を考慮した都市美誘導の実施
- ③ 都市の防災性向上、建築物更新等を支援する制度の運用

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 現在の住環境が快適で暮らしやすいと感じている市民の割合

現状値(令和3年度)

83.8%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年度)

90.0%

II 都市機能・住環境指数

現状値(令和3年度)

● ●

目標値(令和9年度)

● ●

* (地域推奨意欲・転入者の5年定着率・生活利便施設カバー率・公園利用満足度より算出)

7. 行政運営

地域課題が多様化・複雑化するなか、その課題解決に当たってはまちづくりにかかわる各主体がこれまで以上に力を合わせて取り組む必要があることから、市は市民・事業者等の力が最大限発揮され自治のまちづくりが推進されるよう、また、必要な行政サービスが持続的に提供されるよう、安定した財政基盤や組織体制等を構築していくことが重要です。そのための取組の方向性を「行政運営」としてまとめています。

(1) 行政運営の視点

市民ニーズに応じた行政サービスの提供などによりセーフティネット機能を果たしつつ、本市において自治のまちづくりが推進されるよう、「協働」、「人材育成・組織体制」、「行財政」の視点から、市の経営資源の強化に取り組みます。

■ 行政運営の3つの視点

1 【協働】ともにまちづくりを進めるために	
1-1	市民の市政参画と情報の共有・発信
	① より透明で開かれた市政運営 ② 市政への参画の推進 ③ より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進
1-2	さらなる協働のまちづくりの推進
	① 協働のまちづくりに向けた環境の整備 ② さらなる協働の推進に向けた職員の育成
2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために	
2-1	職員の資質向上とワークライフバランスの実現
	① キャリアマネジメントの視点を踏まえた人材の育成 ② ワークライフバランスの実現
2-2	本市DXの推進と最適な業務執行体制の構築
	① 本市DXの推進 ② 最適な業務執行体制の構築
3 【行財政】市民生活を支え続けるために	
3-1	安定的な財政運営の推進
	① 予算編成における收支均衡の維持 ② 公債費の低減を図るための将来負担の抑制 ③ 基金残高の確保及び弾力的な活用
3-2	安定した財政基盤を支える歳入の確保
	① 尼崎市債権管理条例にもとづく適正な権限行使の徹底 ② 市税など強制徴収債権の取組 ③ 非強制徴収債権（非強制徴収公債権及び私債権）の取組
3-3	公共施設マネジメントの着実な推進
	① 「量の最適化」に向けた施設の再編 ② 「質の最適化」に向けた予防保全による施設の質の向上と長寿命化 ③ 「運営コスト等の最適化」に向けた効率的・効果的な運営

(2) 尼崎版内部統制の推進

持続可能で質の高い行政サービスの提供や、市民から信頼される行政運営の実現に向け、組織としてのマネジメント体制を確立し、適法・適正な事務執行を確保するため、「尼崎版内部統制」を推進します。

この「尼崎版内部統制」は、より実効性が高い取組とするため、既存の各分野における取組の検証手法を活用しながら、その分野ごとにリスク管理・評価を行う、地方自治法の趣旨を踏まえた本市独自の制度とします。

また、各種取組の検証内容や見直し結果については、「内部統制報告書」を作成し、公表することで、本市のマネジメントの仕組み全体の見える化を図ります。

1 【協働】ともにまちづくりを進めるために

行政運営 1-1 市民の市政参画と情報の共有・発信

1 取組項目

① より透明で開かれた市政運営

市が保有している情報をわかりやすく保存・公開・発信し、市民が使いやすい形で共有します。

② 市政への参画の推進

政策形成段階における市民の市政参画の推進と政策提言機会のさらなる充実を図ります。

③ より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進

都市イメージの向上に向けた戦略的・効果的なシティプロモーションに取り組みます。

2 現状と課題

【現状（成果）】

◆ 情報公開に向けた取組の推進

「尼崎市情報公開条例」にもとづく公文書の開示や、公共データを利活用しやすい形で公開するなど、行政が保有する情報の積極的な公開を進め、必要な情報がわかりやすく的確に伝わるよう情報の共有化に取り組んできました。

● 公文書の適正管理と歴史的公文書の利用促進

現在及び将来の市民に対する説明責任を果たせるよう、公文書の作成及び適正な管理の義務化や歴史的公文書の利用請求権等について規定した尼崎市公文書の管理等に関する条例（※素案段階名称）を制定しました。

◆ 市政への参画の促進

多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに応じた効果的な施策を展開するため、まちづくり提案箱や市民意見聴取プロセスを実施するなど、市民が気軽にまちづくりへ参画ができる機会づくりや、政策提言の受け皿となる制度運用に取り組んできました。また、市民との合意形成を図るため、市民参画手法の多様化に取り組んでいます。

● 尼崎版シティプロモーションの推進

まちへの誇りと愛着を高め、「交流人口」、「活動人口」、「定住人口」を増やしていくため、まちの魅力向上や課題解決の取組と、それらを定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」や本市の魅力の詰まった冊子などさまざまな広報媒体で戦略的・効果的に発信する取組を一体的に行う尼崎版シティプロモーションを推進しています。

【主な課題】

◆ 効果的な情報共有への取組

個人情報等の保護を前提とした上で、行政が保有する情報をよりわかりやすく発信し、関心を持ってもらえるよう、情報化の進展に合わせた仕組みづくりを行うとともに、市民・事業者等が保有するまちづくりに関する情報についても、必要な人が必要な時にアクセスできるような共有化に取り組むことが課題です。

◆ 政策提言機会のさらなる充実

まちづくりに参画しようとする市民の意見をしっかりと受けとめ、市政に反映させていくためには、職員の意識醸成や施策の特性に応じて効果的に市民の意見を聞くことが課題です。また、より積極的に学びの機会を充実するとともに、市民とのより丁寧な合意形成に向けて、さまざまな施策分野における政策形成プロセスの事例を共有し、より良い市政運営につなげる必要があります。

◆ 都市イメージの向上に向けた情報発信

他都市にはない尼崎ならではの魅力を高め、その魅力がより伝わりやすい広報媒体で発信するなど、引き続き魅力の創造と発信を一体的に進める必要があります。



3 主な関連計画

【分野別マスタープラン】

(ガイドライン等)

協働のまちづくりの基本方向
(きょう DO ガイドライン)

・尼崎版シティプロモーション推進指針

行政運営 1-2 さらなる協働のまちづくりの推進

1 取組項目

① 協働のまちづくりに向けた環境の整備

暮らしやすいまちにする協働のまちづくりに向けて、地域発意の取組が広がる環境整備や地域を支える体制の充実に取り組みます。

② さらなる協働の推進に向けた職員の育成

コーディネート力・コミュニケーション力向上に向けた研修の実施などによる職員の資質向上に努め、地域との信頼関係を築きながらまちづくりに取り組みます。

2 現状と課題

【現状（成果）】

● 市民提案制度など協働による取組の推進

まちの課題が複雑化、多様化し、行政または民間だけの取組では、事業効果を得にくくなっているなか、市民・事業者等・行政が互いの強みを發揮し、弱みを補いあう協働の取組が、自治のまちづくりの推進には重要です。協働の取組の推進のため、市民・事業者等のアイデアを行政とともに実現する市民提案制度の運用や、協働契約の導入による協働しやすい環境の整備、パートナーシップを重視した指定管理者制度の運用などの取組を推進しています。



● 地域とともにある職員づくりの取組

協働のまちづくりを推進するためには、職員が市民とともに考え、行動することで必要な姿勢や能力を身につけ、まちづくりにかかわる主体の間に立つ「つなぎ役」を担うことが重要です。これまで「尼崎市自治のまちづくり条例」の理念の具体化に向けて、それぞれの主体の持つ力がより発揮される基盤を築いていく「地域振興体制の再構築」に取り組んでおり、その1つの柱として、「地域とともにある職員づくり」を掲げ、職員の意識改革や能力形成に取り組んできました。

【主な課題】

◆ 庁内連携のさらなる強化

市全体の取組やその方向性を職員間で共有し、複合的な社会課題に対応するため、市職員が部門間の交流を積極的にできる機会づくりや、職員間ネットワーク形成など、組織内のさらなる連携の推進が課題です。

◆ パートナーシップの向上

市民提案制度や指定管理者制度などの各種協働施策を通じて、まちづくりにかかわる主体とのパートナーシップの向上をより意識しながら、各制度がより効果的に活用されるよう定着させていく必要があります。

◆ 職員の意識改革への取組の継続

市民・事業者等とともにまちづくりを進めていくには、「地域とともにある職員づくり」を継続し、まちづくりにかかわる主体が協力してまちづくりを推進できるよう、職員の一層の意識改革や能力形成が必要です。



3 主な関連計画

【分野別マスタープラン】

協働のまちづくりの基本方向
(きょう DO ガイドライン)

尼崎市人材育成基本方針「はたらきガイド」

(ガイドライン等)

・尼崎市 生涯、学習！推進指針

2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために

行政運営 2-1 職員の資質向上とワークライフバランスの実現

1 取組項目

① キャリアマネジメントの視点を踏まえた人材の育成

職員が自ら考え、変化を恐れず挑戦し、また、成長し続けながら専門性の高い業務に取り組めるよう、人事評価制度の効果的な運用や、各種研修の充実に取り組むことにより、職員の資質向上を図ります。

② ワークライフバランスの実現

職員一人ひとりがやりがいや充実感を持って仕事に取り組むとともに、社会貢献や自己啓発・育儿・介護等に取り組めるよう職員の意識改革や環境の整備を図ります。

2 現状と課題

【現状（成果）】

● 人材育成基本方針の策定

国際化、情報化、少子化・高齢化など社会の急激な変化を踏まえ、職員一人ひとりがめざすべき職員のすがたを理解し、自らが果たすべき役割や必要な能力を認識し、主体的な成長に努めることが重要です。本市では、人材育成基本方針「はたらきガイド」を策定し、研修や人事評価などの仕組みを運用しながら、職員の育成を図っています。



● 特定事業主行動計画の策定

すべての職員のワークライフバランスの実現に向けた特定事業主行動計画を策定し、職員一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるための環境整備、職場全体で子育てや介護を行う職員を支えることのできる風土づくり等の取組を進めています。また、「尼崎市職員パラレルキャリア応援制度」を創設し、社会・地域貢献につながる職務以外の活動を支援しています。

【主な課題】

◆ コンプライアンス等の向上

公務員として必要な人権意識やコンプライアンス、法務能力などの向上や、そのための研修等学習機会の確保による知識の底上げを図っていくことが重要です。

◆ キャリアマネジメントの視点を持った人材育成

組織として職員のキャリアをどのように創造・育成していくのかといった、キャリアマネジメントの視点を持って、市政全般の知識を有するゼネラリストや、さまざまな専門分野のスペシャリストをバランスよく育成していくことが重要です。また職員一人ひとりがビジョンを持ち、自身の経験を学びとして今後のキャリア形成につなげるといった、主体的な姿勢が重要です。

◆ 職員の意識改革

すべての職員がライフスタイルやライフステージに応じた形で、ワークライフバランスを実現し、さまざまな分野で活躍できるようにするためには、職員の意識改革や環境の整備を図ることが重要です。

本市職員の育児休業取得率（市長事務部局）



3 主な関連計画

【分野別マスターplan】

尼崎市人材育成基本方針「はたらきガイド」

尼崎市特定事業主行動計画

(ガイドライン等)

・障害者活躍推進計画

行政運営 2-2 本市 DX の推進と最適な業務執行体制の構築

1 取組項目

① 本市 DX の推進

デジタル化を通じた業務の見直し等により、市民の利便性や市民満足度の向上に向けて取り組みます。

② 最適な業務執行体制の構築

職員の改革意識を醸成し、デジタル化やアウトソーシング等を推進することにより、時代とともに多様化する市民ニーズに沿ったサービスの提供に取り組みます。

2 現状と課題

【現状（成果）】

● デジタル化の推進に向けた計画の策定

デジタル化に係る情勢を的確に捉え、ICT やデータの効果的かつ効率的な利活用を市政運営につなげていくことを目的として「尼崎市官民データ活用推進計画」を策定するとともに、オンライン申請の拡充やワンストップサービスの実現など、業務の見直しについて方向性を定めた「尼崎市行政手続等デジタル化推進計画」を策定し、市民サービス等のデジタル化に向けた取組を進めています。

● 業務の効率化・ICT 化に向けた取組

本市の財政状況や人口減少に伴う職員数の減少等を踏まえ、少数精鋭の職員体制での市民サービス等の提供が求められています。そうした状況から、AI や RPA 等の情報技術を活用する気運やデータ活用の重要性が高まっており、本市においても RPA など事務改善ツールの活用などにより業務の効率化に取り組んでいます。



【主な課題】

◆ デジタル化等を通じた業務改善・住民利便性の向上

安定的な行政サービスの推進に向け、業務改善や ICT 化等によるさらなる業務総量の削減や、アウトソーシング等により担い手の見直しを行った業務の評価・検証を通じた質の確保に加え、行政手続オンライン化やキャッシュレス納付等により、住民利便性の向上を図ることが重要です。また、ワンストップサービス等の実現に有効なマイナンバーカードについては、利便性の向上や、周知を通じた普及率の向上が課題となっています。

◆ システムの標準化とクラウド化の推進

市民・事業者等のデータを安全に保管し、継続的にサービスを提供することが重要です。また、住民登録や税など市民サービスに欠かせないシステムを、全国一律の標準仕様にもとづき再構築し、国・自治体共通のクラウドサービスを利用する考え方方が示されたことから、他のシステムを含めた本市クラウド化方針と整合を図るとともに、業務やシステムの見直しが必要です。

◆ 持続可能な業務執行体制の構築

アウトソーシングによる担い手の見直しが進むなか、研修等により必要な知識・技術の継承が不可欠です。また、業務分担の適正化やバックアップ体制の確保、定年引上げに伴う組織体制づくりなど、持続可能な業務執行体制の構築が課題となっています。

3 主な関連計画

(ガイドライン等)

- ・尼崎市官民データ活用推進計画
- ・尼崎市行政手続等デジタル化推進計画
- ・今後の超少子高齢社会に対応するための行政執行体制の在り方について
- ・尼崎市業務見直しガイドライン
- ・業務執行体制の見直しに向けた今後の方向性について

3 【行財政】市民生活を支え続けるために

行政運営 3-1 安定的な財政運営の推進

1 取組項目

① 予算編成における収支均衡の維持

毎年度、歳入に見合った歳出規模を実現し安定した財政基盤を確立します。

② 公債費の低減を図るための将来負担の抑制

公債費を低減させ安定した財政運営を行うため投資的経費の調整などを通じ将来負担を抑制します。

③ 基金残高の確保及び弾力的な活用

緊急的な財政需要に備えながら大規模な投資的事業や公債費の平準化に弾力的に基金を活用します。

2 現状と課題

【現状（成果）】

● 令和9年度（2027年度）以降は収支不足が縮小傾向

高齢化の進行に伴い社会保障関係費のさらなる増加が見込まれる一方、高齢者人口の伸びが鈍化し、公債費が減少する見込みである令和9年度（2027年度）以降は、収支不足が縮小傾向になることが見込まれます。



(資料) 尼崎市

【主な課題】

◆ 公債費の低減と平準化

増加する社会保障関係費に対応しつつ、長期的に安定した財政運営を行うためには、公債費の低減・平準化が必要であることから、令和12年度（2030年度）にかけて見込まれる新ごみ処理施設の整備に係る将来負担の増加を含めて、目標管理対象将来負担を抑制する必要があります。

◆ 日常的な事務事業の点検と見直しの徹底

事務事業が今日的視点から十分な効果を得られているかなどを常に確認し、PDCAサイクルにもとづいた事務事業のスクラップ＆ビルトを徹底する必要があります。

◆ 基金の弾力的な活用と適正な残高の確保

主要3基金は、今後の大規模な投資的事業の実施や、公債費の平準化に係る財源として活用していく必要があるほか、予期せぬ経済不況や自然災害の発生など、緊急的な財政需要にも対応できるよう残高を確保していく必要があります。

3 主な関連計画

【分野別マスタープラン】

財政運営方針

行政運営 3-2 安定した財政基盤を支える歳入の確保

1 取組項目

① 尼崎市債権管理条例にもとづく適正な権限行使の徹底

督促状の送付など債権管理の基本的取組の徹底や、滞納抑制に必要な権限行使の徹底を図ります。

② 市税など強制徴収債権の取組

徴収体制の強化や、滞納事案への早期着手による収入未済額の抑制等に取り組みます。

③ 非強制徴収債権（非強制徴収公債権及び私債権）の取組

弁護士法人等への委託による債権回収業務の導入や、訴訟手続等が実施できる体制の強化を図ります。

2 現状と課題

【現状（成果）】

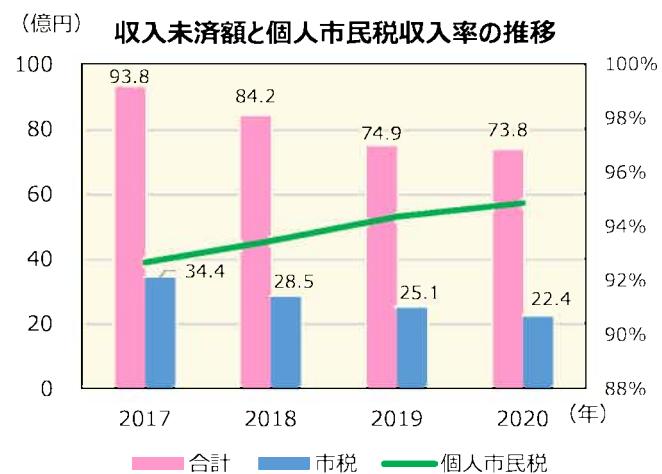
● 尼崎市債権管理条例及び尼崎市債権管理推進計画の策定

平成 30 年度（2018 年度）に尼崎市債権管理条例及び尼崎市債権管理推進計画を定め、保有する債権の整理や、取り組むべき事項とその目標数値を設定し、取組を進めています。その結果、市全体の収入未済額の状況として、平成 29 年度（2017 年度）と令和 2 年度（2020 年度）の比較では、約 21.4%（約 93.8 億円→約 73.8 億円）減少しています。

● 一定の成果が見られる市税徴収に係る取組

特に個人市民税の収入率は、市税徴収に係る滞納整理の取組優先順位の設定、進捗管理の徹底などにより、毎年度の目標を達成しているものの、類似都市と比較すると未だ低い収入率となっています。

【主な課題】



◆ 早期着手の徹底

市税を含めた強制徴収債権については、引き続き滞納整理の強化により、収入未済額を縮減するとともに、新規の滞納を発生させない現年分の取組にも注力する必要があります。

◆ より効果的・効率的な手法の検討

非強制徴収債権は、裁判所への支払督促手続や、議決を経た訴えの提起等を通じた強制執行が必要となり、債権所管課の大きな負担となっていることが課題です。

3 主な関連計画

(ガイドライン等)

・尼崎市債権管理推進計画

行政運営 3-3 公共施設マネジメントの着実な推進

1 取組項目

① 「量の最適化」に向けた施設の再編

廃止・集約・複合化等による再編の取組などにより、施設保有量の抑制を図ります。

② 「質の最適化」に向けた予防保全による施設の質の向上と長寿命化

これまでの事後保全から予防保全へと転換するとともに、施設機能の維持・向上を図ります。

③ 「運営コスト等の最適化」に向けた効率的・効果的な運営

管理運営に係るコスト縮減やサービスの向上等について検討し、運営コスト等の最適化を図ります。

2 現状と課題

【現状（成果）】

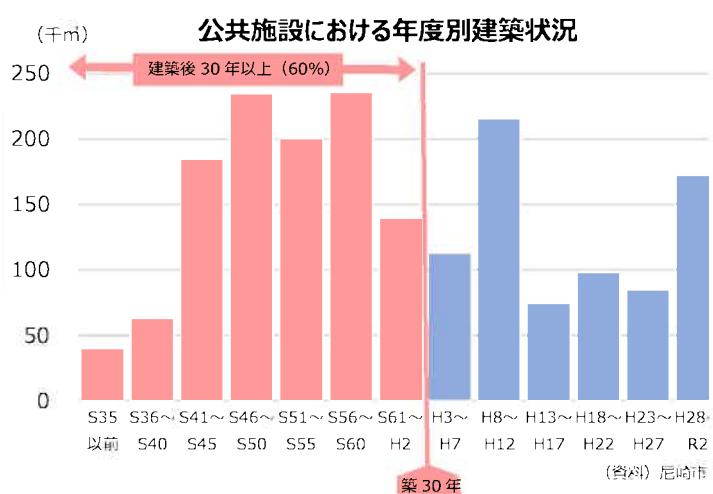
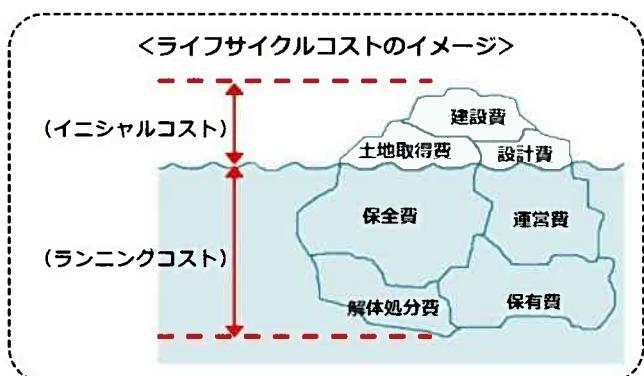
● 「公共施設マネジメント基本方針」の策定

人口減少や少子高齢化、財政状況などを踏まえ、公共施設の量・質・運営コスト等の最適化をめざし、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」を平成26年度（2014年度）に策定しています。

● 3つの方針にもとづくファシリティマネジメント

尼崎市公共施設マネジメント基本方針では「再編」「予防保全」「効率的・効果的な運営」の3つの方針を定めており、現在、その方針にもとづき、具体的な取組を進めているところです。

【主な課題】



3 主な関連計画

【分野別マスタープラン】

尼崎市公共施設マネジメント基本方針

尼崎市公共施設等総合管理計画

(ガイドライン等)

- ・第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）
- ・第1次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針2：予防保全）
- ・尼崎市PPP/PFI手法導入優先的検討方針
- ・尼崎市公共建築物の木材利用促進に関する方針

8. 計画の推進

「ありたいまち」の実現に向けて計画を着実に推進していくためには、社会情勢や市民意識等を踏まえつつ、その方向性や進捗を的確に把握し、状況に応じた事業を展開していく必要があります。

本市では、決算評価である施策評価を起点とし、その結果を踏まえ主要事業の立案、予算編成につなげ、事務事業を実施するという「単年度 PDCA」と、まちづくり基本計画期間を1サイクルとする「計画期間 PDCA」の2つのPDCAサイクルにより、絶えず振り返りを行いながらまちづくりを進めています。

(1) 施策評価を中心とする単年度 PDCA

単年度 PDCA の中心となる「施策評価」では、市民意識調査結果や分野別マスター プランを所掌する付属機関の評価などを踏まえつつ、まちづくり基本計画を構成する 施策ごとの評価だけでなく計画全体の総合的な評価を実施しており、また、その1年間 のまちづくりをわかりやすく市民のみなさんと共有するため、「まちの通信簿」を作成しています。

この評価結果は、市議会における決算審査の資料として活用され、市議会はその施策評価結果を踏まえ、次年度予算に対して提言を行い、予算審査においてその反映状況について確認を行います。このように、単年度 PDCA は内部評価と外部評価を組み合わせた仕組みです。

(2) 計画期間を通じての PDCA

まちづくり基本計画の計画期間を通じた中長期的な PDCA サイクルである計画期間 PDCA は、単年度 PDCAで生じる成果と課題などを尼崎市総合計画審議会に報告し、サイクルの進め方自体の意見聴取、次期計画に反映させるべき論点を整理し、次期計画に反映させる仕組みです。

«2つのPDCAサイクル»

